

最後の突撃を行ひ遂に午後十一時五十分全く同砲臺を占領せり
同砲臺占領後我は直ちに工事を施し今朝に至り其の占領確實となれり
敵は退却に當り其咽喉部附近に埋設せる四個の地雷を自ら爆破せり
同砲臺に九瓏知野砲五門機關砲二門及多數の彈藥并に四五十の屍體遺棄しあ
我死傷は未詳なるも多大ならざるへし

鳩灣附近占領

軍の右翼部隊は今朝五時頃敵兵動搖の期に乗じ後三羊頭村(鳩灣沿岸)北方高地の敵を襲撃して之を占領し次て同七時同村西方半島高地の敵を撃攘して又之を占領し同地にありし敵の小口徑砲

一門を砲獲せり
同半島占領後敵は逆襲し來りしも直ちに之を撃退し目下其占領殆ど確實也

敵前進陣地占領

軍の右翼部隊は二十四日夜十時頃後三羊頭村及小房村の敵を奇襲して同村を占領し遂次敵を襲撃して午前二時十五分には大劉家屯の全部を占領せり
數日來屢次舉行したる我攻撃は毎に其功を奏し我が右翼方面一帶に於ける敵の前進陣地に於ける敵の前進陣地は今や全く我が占領に歸し了れり

旅順艦隊全滅

武勇絶倫なる攻圍軍の猛烈不撓の攻撃

日露戦争大本營公報

て種々談話をして見たいと思つて居た處が幸ひ向ふから訪ねて來て呉れたから厚く社業に對する盡力を謝すると大變喜んで出發する時にも態々見送りに來て呉れたのですが實に感心な人でした夫から島根に往つたんですが景況は大體島取と同じでした此地で頗る妙なのは篤志看護婦人會の事業で支會の名はあるけれど其實は松江と濱田とに分會がある丈なのでして而して濱田の方は衛戍地であるから分會員のはげみもなく又勵むべき事業もある松江の方は實地勤務の出來ない處であるけれど玉置裁判所長の夫人其外が盡力されて居るので之も漸々進んで居る併し其内には兩者の間に連絡がついて一致の行動をするやうになるてしやう夫れから廣島ですが山田支部長も甚だ盡力されて居る今度の協議の件に就ては成績が頗る宜いであらうと考へる
拙者の往つたのは七月の十八日であるが二十五日に各委員長を集め協議すると云ふ事でした篤志看護婦人會の支會員も相應勉強して實地勤務が十五ヶ勤務して居る全國の中で一番多い大西病院長の監督も甚届いて居る又嚴密に注意されて居る併し土地柄耳目が多いから自然種々な風評が起るですけれ共能く調べて見れば夫程の事でもないやうて先

づ不都合なく勤務に勵精して居ると言つて宜いですが救護員には例の訓示を傳へ注意を加へて置きましたたて救護員も翼々として戒慎を加へて居たのが尙一層戒慎を加ふるの念を深くしたやうです、これは大西豫備病院長の談話ですが看護婦は平時に於て陸軍病院に使用しても可からうと云ふ考案を有て居る何故かと云ふに戰時混雜の場合である現狀に徴して平時に之を使用するも決して風紀等に何等顧慮する要なきのみならず却て彼等をして風紀を維持し軍紀を慎密にさせる便益があると
思ふ唯第一の問題は經費等の點であらうと謂ふ事でした之は將來研究すべき問題てしやう

夫から呉に往つて海軍病院の患者を慰問しました此處には救護班が二ヶ勤務して居る之を一舎に集めて訓示を與へました芳村院長は救護班に對して風紀上其外に付て甚だ注意が厚い院長の談話に此度の實験よりすれば平時に赤十字社の看護婦を我病院に若干期間使用するには一考の價値ある問題であらうと謂ふ事でした夫から博愛、弘濟兩病院船が恰も宇品在港中でしたから兩船の救護員を博愛に集めて例の訓示を與へ又陸軍病院船が五隻在港中でしたから其乗組救護員を廣島支部の樓上に集めて訓示を與へました
夫から松山に往つたのですが愛媛は成績が一番宜い非常に能く發達し

に因り旅順口の死命を制す。二百三高地が我軍の有に歸せしより港内敵艦隊に對し攻城重砲の擲射益々其の威力を逞ふし「ポルター」「ントウイザン」は忽ち沈没し「ホペーダ」「ベンスウエ」「ド」「バルラダ」「バヤーン」相次いで撃沈せられ獨り「セバストポリ」のみ去る九日朝背面よりの砲火を通して港外城頭山下に逸し碇泊せしも是れ亦我水雷艇隊の連続果敢なる襲撃に傷み今や殆ど全く戦闘航海力を失ふに至れり旅順敵艦の主力は事實上此に全く滅亡に歸し只殘存せるもの無勢力なる砲艦「オートワーズヌイ」及驅逐艦數隻に過ぎず是に於て聯合艦隊は去る五月一日以來強行したる封鎖配備中不必要なる一部を撤すると同時に益々旅順口及港外よりの破封鎖船の監視を密にし且つ殘

存の敵艦艇に對する警戒を嚴にせんとす
此の長日月の封鎖戦中敵の敷設水雷浮流水雷の危害風濤濃霧の險難等常に絶へず前に宮古、吉野、初瀬及海門の災厄あり後に平遠、濟遠の遭難起り忠死の將卒亦少きに非ずと雖も幸にして始終封鎖を維持することを得時に敵の脱出すること有りしも毎々其の企圖を破り終に攻圍軍の至大なる協力に因り茲に殆んど當方面敵艦隊全滅の成果を見るに及び又浦潮方面の敵艦隊も先きに我第二艦隊の爲めに大打撃を受けて爾後再び出動するの氣勢なきに至り只々益々
大元帥陛下御威徳の及ぶことろの洪大なるに感激するの外なきなり而して此間又麾下各部隊が各其の能力に應じて

奮闘して居る婦人社員等の如き全國一て殆んど三千近くあるてす從て篤志者婦人會の支會も非常に盛なものて今はもう餘地のない迄に發達して居る拙者の往つた處で會員が揃つて制服で出て來たのは此處計りてした戦時の行動は又非常に目ざましいもので實地勤務も俘虜收容所病室へ往つてやつて居るです一體敵を愛するといふことは非常に高い人道的觀念と非常に美しい博愛的感情とがなければ出來ぬことと普通の人情から云へば中々六ヶ敷い況して感情の強い婦人に於てをやてす或人の話に其婦人の中でも其爲に自分の良人や骨肉親近を失ふたやうなものに於ては尙更です然るに會員の中には將校の夫人が澤山居らるゝさうですから今度の戦争で良人を失つた人達もあるでせう又會員の中には骨肉親近を失つた人達も居らるゝてあらうに能くもマア敵の俘虜に對して親切を盡されると云ふことを耳にしまして坐に感心に堪へんでした此等の婦人は實に日本婦人の光を世界に發揮すると言つて宜いですな

て獎勵の言葉を與へて置いたてす(次に滿一ヶ年以上皆勤者の姓名を掲げて之を表彰す)
○第八十班(愛知支部所管)
看護婦 山内カメ 同 杉山ナヲ 同 高橋ナヲ 同 長野セイ
○第七十六班(徳島支部所管)
醫員 矢野管吉 看護婦長 新居キナ 看護婦 犬伏カネ 同 阿部タカノ 同 松江コノジ 同 荒井富恵 同 多田シン 同 濱森クメ 同 山本ノブ
○第八十二班(高知支部所管)
醫員 岡本慶之助 書記 長崎彦之助 看護婦長 宮地駒猪 看護婦 長崎鮎尾 同 濱田豊子 同 永野鹿尾 同 西内藤 同 山本雪衛 同 三城伊勢雄
○第八十一班(愛媛支部所管)
醫員 桑原慶太郎(氏は卅七年二月十一日より卅八年三月廿七日迄は函館要塞病院に同三月廿八日より四月卅日迄は旭川豫備病院に勤務し同五月一日松山に轉)
調劑員 宇都宮正重郎(氏は卅七年三月七日より同十月七日迄松山臨時救護所に勤務し同十月廿九日より俘虜收容所に勤務)

始終能く其の任務を遂行し得たるのみならず死を決して敵港を閉塞したる閉塞部隊連綿と奮闘して敵前機械水雷を沈没したる艦艇危険を冒して敵海の掃除に従事したる特別掃海隊并に敵陣に爆撃して敵艦を監視したる前進望遠員等の特別勤務が各方面の封鎖戦に至大の効力ありしことを具報するは本職の上下に對する職責と信ずる所なり

旅順攻撃進捗

(十二月二十三日夜半大本營電報旅順攻圍軍報告)

後楊樹溝高地占領 二十二日は重砲を以て後楊樹溝東方高地の防禦工事松樹山二龍山及び砲臺等を砲撃し少からざる損害を與へ其結果を利用し二十三日拂曉軍の右翼部隊は後楊樹溝東方高地の敵を攻撃し午前七時四十分同高地

の頂界線と攻撃せり

敵は太陽溝及鴨湖嘴諸砲臺より我が占領せし陣地に向ひ砲火を集中し次て八時二十分烈しき逆襲を企て爆薬を投ずるに至りしも我兵遂に之を撃退せり爾後敵の砲撃稍衰へたるを以て我は若干の工事を施設し其高地の占領殆んど確實となれり 太陽溝北砲臺大火災 我が攻撃の前後に於ける重砲射撃に因り西太陽溝北砲臺には大火災を起し砲臺の十五瓏知砲一門を破壊し掩蓋にも多大の破損を與へたり

敵將官の負傷 去る十八日東鶏冠山北砲臺に於て獲たる捕虜の言並に二十二日椅子山方面より投降したる露兵の言に依れば二〇三高地戦闘に於て東部西伯利狙撃歩兵第七師團長中將コンドラ

夫れから次手に篤志者の御話ですが松山には米國の宣教師でブライアノと云ふ非常な篤志家が居るです日清戦争の際廣島支部へ五十圓寄附したこともあるさうですが明治三十六年に松山へ轉任した際にも愛媛支部へ五圓寄附せるを始とし卅七年には六回に六拾五圓本年は今迄に五圓十圓と矢張六回に四拾一圓程即ち前後通じて都合六百一十一圓程寄附したさうです金額は左程でもありませんが赤十字事業にはなかなか熱心で松山臨時救護所に於て露國の水兵を救護した時なども患者に日々滋養品を贈る時々品物をも贈つたと云ふ事で實に感心な人ださうです本人は特別社員になつて居るですが夫人も令嬢も皆社員になつて篤志看護婦人會の事に盡力して居ると云ふ事です

夫から山口ですが支部では今度の協議要件に就ては非常によく計畫して居る渡邊支部長が近來餘程骨を折つて居らるゝやうです拙者の往つた時各委員長の協議會を開かれたので本部の意思を陳述し又各委員長の話をも聞いて大に参考になりました篤志看護婦人會の支會も相應にやつて居るやうです

夫から大分は今の大久保支部長赴任以來非常に發達したと云ふ談を聞いて居たですが成程實際にさうでした今度の協議要件に就ても能く計畫して居るです婦人社員の如きも愛媛に次ての盛況で千何百と云ふ數に達して居る從て篤志看護婦人會の支會も非常に盛んなものです分會十ヶも出來て居る其中で最も盛んなのは中津、四日市(北馬城)日出の三分會とか云ふ事で途次手だから寄て視て呉れと云ふ事でしたから寄つて見ましたが成程盛んなものでした中津には今澤分會長(猪飼)幹事(和田)評議員)と云ふ三婦人が非常な熱心家で寺を借りてやつて居る或時慰問袋を作つて其中に慰問品を入れて贈る爲めに慈善講談會とかを開いたさうですが其切符(一枚十五錢とか)を賣るには東京の貴婦人令嬢などが馬車や人車で驅廻つたり又は家扶や書生に切符を賣らせたりするやうな便利なる譯ではないので自分達が草鞋掛けて村々を奔走するので、が途中行き暮れて山中に露宿をしたことなどもあるさうですが夫て千圓近くの金を集めたさうです實に感心なものですな夫から北馬城は彼の有名なる宇佐八幡宮のある所て其宮司の到津男爵の夫人が分會長になつて熱心に盡力されて居る男爵の令妹て近隣の松本茂と云ふ豪家へ嫁がれて居る方も大變骨を折つて居らるゝ夫から日出には木下子爵が土着して居らるゝので其夫人が分會長になつて盡力され母室も大層世話をして居らるゝ而して大分の支會又分會では別府の温泉にある小倉豫備病院の轉地療養所の兵士を慰問したり品物を贈つたり時には小倉迄も泊りがけて往つて慰問するなどなか／＼盛な行動

日露戦争大本營公報

チエレンコ、砲兵第四旅團長少將イムマ
ンは戦死し東部西伯利歩兵第四旅團長
中將フォークは負傷したるが如し

二龍山占領

(十二月廿八日夜大本
營電報隊順攻軍報告)

軍の左中隊は廿八日午前十時二龍山砲
臺正面胸牆の大爆破と共に突撃を實施
して該胸牆を占領し重砲及び野戰砲の
掩護により敵の銃砲火を犯して鋭意占
領工事を施し其の占領略確實なるに及
び午後四時更らに内部重砲線に突撃し
て直に同線を占領し尙ほ進んで咽喉部
に向ひ同所を頑守せし殘敵を擊退し午
後七時三十分遂に全砲臺を占領せり

松樹山占領

(十二月三十一日夜大本
營電報隊順攻軍報告)

軍は本日午前十時豫定の如く松樹山砲
臺胸牆爆破の後右中央隊の左翼隊を以
つて突撃を實施し午前十一時頃該地砲
臺全部を確實に占領せり敵は我行ひた
る胸牆爆破に續きて砲臺内部に布設し
たる地雷を爆發し其一部は該砲臺の南
方高地に退却せしが一部は咽喉部に在
る援蔽部内に於て爆破の爲に墜落した
る土砂により填塞せられたり

松樹山占領後報

(一月一日午前一時四十分大
本營電報隊順攻軍報告)

松樹山掩蔽部に填塞せられたる敵兵は
其後入口を掘開して逐次之を引出し悉
く之を捕虜とせり其の數將校二、下士
以下百六十餘名なり又捕虜の言に依れ
ば我爆發の爲に埋没せられたる敵の死
者は約百五十名なりと

日露戦争大本營公報

三七六

をして居るてす兎に角支部の事業が斯く發達せるは夫久保支部長の力
又支會の事業が斯く盛んなのは支部長たる支部長夫人の力と謂つても
宜いでしやう

日出には一人篤志家がありました莊野源六と云ふて藥種屋を營業して
居る人ださうてすが決して自分の名を出さないで支部や婦人會へ寄附
をしたりして盡力をして居る珍しい陰徳家ださうてす

夫から宮崎ですが拙者の往つた時矢張各委員長の協議會を開いたので
談話をしましたが岩男支部長も熱心盡力だが種々の事情があるので、
どうも思はしく行かんやうてす併し支部では今度の協議要件に就ては
能く計畫して居ました篤志看護婦人會の支會は未だ出来て居ません

夫から鹿兒島では千頭支部長が頗る熱心に盡力されて居る矢張郡長を
集めて協議會を開きました拙者よりも話をした各郡の事情などもさ
ましく聞きました從來は種々の事情があつて六ヶ敷かつたけれど今は

支部長其外が大に整理に勉めて居らるゝ又今度の協議要件に就ては充
分骨を折らうと云ふ事でした篤志看護婦人會の支會も中々能く發達し
て居る鹿兒島には熊本豫備病院の分院があるので實地勤務もやつて居

ました少し餘談だが千頭君は此頃縣下の夏期講習會に毎早朝出席して
講義をされて後、縣廳に出て事務を執りとして又赤十字の事にも其勉

めらるゝ其勉強のほどは何共感心する
要するに拙者の視た處で交通不便な處は矢張比較的發達して居らぬ
か併し孰れの支部でも今度の協議要件に就ては能く計畫を立て、充分
やると云ふ意氣込でしたから其結果は見るべきものがあるだらうと思

ふてす(雜誌日本赤十字第六十八號)
▲理事松平男爵地方視察談 過般社務の協議並に視察をかねて關東及
び東北地方へ出張して支部状況の一斑を見て來たが御所望に應ずる程
の好資料を供給することが出来ぬ依て拙者の談話は社業視察談とせず

に地方視察談と題して少しく記事の範圍を擴め以て所感の一二を取摘
んで話して見やうと思ふ

社員の補充 支部と協議を要したる社務の二要件は社員の増募即ち補
充のことである此事は是迄屢々本社に提議して支部に於ても既に熟知

せらるゝ所の事であるが元來融金義務は滿十ヶ年を以て終了するもの
にて之を結了すると共に終身社員の數は漸次増加することとなり社業

維持の根底たる融金額も之を減少する譯である殊に明治三十七八年頃
に激増したる社員は此二兩年間に於て大約終身社員となり納金の義務

を免かるゝ事なれば之は社業を維持し擴張する上に於て財政上の最大
打撃である故に支部長を始め支部の役員諸氏の常に此終身社員の補充

三七七

日露戦争大本營公報
戦利品は野戦砲及機關砲等にして員數
目下取調中

盤龍山背舊圍壁爆發

(同上)

三十一日午後六時盤龍山東砲臺前の我
作業隊は舊圍壁の一部を爆發し目下其
の破壊部に占領工事を爲しあり

元日の旅順攻撃

(一月一日午後大本營
着電旅順攻圍軍報告)

中央隊の一部は敵を驅逐し午前七時砲
台を占領し次で盤龍山新砲台を奪取せ
り茲に於て二龍山より盤龍山砲台を經
て且砲台に亘る線は確實に我が有に歸
せり
又右翼隊の一部は午前八時頃より砲
撃を開始し午後三時に至り頑強なる敵

の抵抗を排除し後三羊頭村南方高地を
確實に占領せり

望臺占領

(一月一日大本營着
電旅順攻圍軍報告)

中央及左翼隊は午前九時頃より望臺に
向ひ攻撃を實施し我砲撃の成果を巧み
に利用して突進し午後三時卅五分全た
く望臺を占領せり
本日且砲臺に於て火砲三門望臺に於い
て火砲四門を鹵獲せり詳細目下取調中
又過日松樹山に於ける我戦利品は七珊
知野砲三門五十七密砲二門機關砲二門
なり

旅順陥落

(一月一日夜大本營着
電旅順攻圍軍報告)

本日午後九時關東要塞地區司令官スヲ

日露戦争大本營公報

といふ事を念頭に置いて忘れず力を社業振興に盡して貰いたいといふ事
を懇々話して置いた
未納金の整理 社員にして社員たる責任を盡すべし主なる方法は年賦
金を納めて停滞しないといふ事である融金を滞るものは即ち名あつて
實なき社員で社業擴張上の非常なる障礙と謂はざるを得ない而して
社員中滞納者の多いことは驚くべき程である平時でも未納多きは困難
であるが特に救護團體全部を派遣しても尙ほ不足を告げ臨時救護員さ
へ採用して特に曠古の大戦役に従事しつゝある今日に於ては還般計劃
の基たる資金の不足は何よりの苦痛である故に支部當局者たる者は此
際大に未納金整理の方法を講じ必要なる経費をば何程にても供給せん
ことを計り千載一遇の事業と機会とに孤負せざるやうに努められたい
と述べて置いた
●社員之光榮 今回の日露戦争に於て陸海軍が有史以來の大戦役に従ひ
偉大なる榮譽を博せると共に赤十字社も之と相俟つて創業以來の活動
を試み名譽を揚げつゝある事は吾々社員たるもの、實に双手を舉げて
賀せねばならぬことである然るに此光榮を收めたる活動の原は何れに
ありやと問へば拙者は誠實に全國の社員諸君が離出せし會費を蓄集し
たる結果にて全く社員一般の精神の發揮せしものと謂はざるを得ない

之は少數なる木支部役員諸氏の功のみではないと思ふ故に苟くも社員
たる者は當然如上の偉大なる光榮を分つべしものといふ事を了解して
共に喜び奮はんことを希望するといふことを話して置いた
●赤十字同盟國中の第一流 赤十字同盟國は四十有餘箇國の多き中に我
邦の赤十字社は創業以來未だ三十年に充たざるに其社運隆盛にして殆
んど第一流の地位を占むべき資格を備へて居る加之ならず道回の日露
戦争に際しては未曾有の飛躍を試み顯著なる成績を收め世界各國の同
盟社をして感嘆措く能はざらしむるまでの大發展を遂げんとしつゝあ
る換言すれば即ち日本赤十字社が内に在ての成績は前項の如く又海外
に對しての地位は如上の通であるが是れ一に皆社員各自が熱血を社業
に瀉ぎたる自然の結果に外ならないと思ふされど我社の地位勢力は世
界の大舞臺に乗出して毫も逊色なきことを社員一般周知され度しとい
ふ事を話した
●敵愾心と博愛心 敵愾心強きものは博愛心強きものである博愛心に富
めるものは敵愾心に富めるものである二者は其性質相反するやうであ
るけれどもさうでない寧ろ其の歸着を同じうするもので夫れが即ち人道
であるといふのは拙者の持論である仁にして仁に失すれば仁者の資格
を失ひ勇にして勇を逸すれば却て實を招ぐ仁勇相兼ねて始めて卓抜有

ツセル將官より開城に關する書面を受領せり

彼我の往復書狀及聖旨

(二月二日午前三時大本營公報)

昨日午後五時頃敵の軍使水師管南方の我第一線に來り我將校に次の書簡を交附し同九時小官之を受領せり

敵將の降伏狀

第二五四五號(旅順口一九〇四年十二月)

武下交戰地域全般の形勢を考察するに今後に於ける旅順口の抵抗は不要なり依て無益に人命を損せざる爲め予は開城に付談判せんとを望む若し閣下之に同感せらるゝに於ては開城の條件順序を討議する爲め委員を指命し并に予の委員が該委員と會合す

べき場所を撰定せられんとを願ふ予は此機會を利用し予の敬意を表す

スタツセル將軍

旅順攻圍軍司令官男爵乃木閣下依て小官は次の回答を我軍使に齎し今天明後直に我に交附せしむる筈なり

乃木將軍の回答

貴下予は茲に開城の條件及順序に付談判せんとする閣下の提議に同意する光榮を有す之が爲め余は旅順攻圍軍參謀長少將伊地知幸介を委員に指命し尙之れに若干名の參謀及文官を隨行せしむ即ち一九〇五年一月二日正午に水師營に於て貴軍委員に會合すべし双方の委員は關印の後批准を待たずして直に効力を生ずる開城規約に署名するの全權を有すべく其の

日露戦争大本營公報

爲の人物が出来る故に敵愾博愛の兩思想は當に衝突せざるのみならず大に融化せしむべき性を有し而して其融化したるものは即ち武士道であるとするは信ずる武士道は人道と異名同質のものである昔者上杉謙信が鹽を武田氏に贈りたる義舉の如き實に人道即ち武士道の神髓を得たるものではあるまいか世間には赤十字社の恤兵事業が國民の敵愾心と相容れぬやうに考へる者あれと夫れは憶測である偉大なる國民の腦裡には兩思想決して衝突することなく相互に補益し醇化して健全なる思想を生み此理想が更に完全なる發達を遂げ而して後始めて一國を文明富強の域に導くことが出来る次第である

政府と人民 尙社業を視察せる傍ら各地民情の一斑をも見て來たが政府當局者が今回の戰役に際して爲せる所の施設は之を日清戰爭又は北清事變の時に比すれば餘程進歩して居つて却々巧い一寸見た所でも解かる事が澤山あるが軍人の遺族を保護する方法の完備したる事各種の軍需品を購入する手段の周到なる事なども其一つである戦死者の一時賜金の如き時日を移さず早速交附せらるゝを以て遺族は生活に苦しむ虞なきのみならず速かに後圖を策することを得て不平怨恨を抱かない又軍需品の購入方は如何かと云ふに當該官廳は從來の如く御用商人の手を煩はさずに可成直接に製産地に就て求むる方針を執れるを以て

其結果所謂一舉兩得で政府は廉價で好い品物を購入することが出来るし又一方には寒村僻地の人民迄も比較的多くの利潤を收め得るより政府の施設を徳として大に満足を表して居るやうに見受けられた此等悉くは戰捷の一原因たるものではあるまいか兎に角我國の官民間の關係を見て之を露國の夫れと對照すれば實に氣の毒千萬て何人も一種の感概に打たれざるを得ないのであらうと思ふ

▲平山理事の地方視察談 今回出張の主意はつまり滞納年釐金の整理と社員を増募といふことの他に色々支部へ協議すべき要件があつたので今更めて言ふ必要はない拙者は七月十六日に出發して先づ姫路に行く積りであつたが大坂支部に於て協議を要すべきことがあるから是非寄つて貰ひたいといふので一日繰上げて十五日に出發し翌十六日大坂支部に立寄つて協議を済した上、直ぐ姫路に向ひ翌十七日午前には豫備病院を慰問し午後には同病院に勤務する救護員の約半數を借行社に集めて訓示を與ひ又十八日は午前八時に他半數の救護員を借行社に集めて前日同様の訓示を與ふると同時に篤志看護婦入會姫路同會員數十名の集會に出席して同會員の時局に對する行動に就て謝意を表し尙將來の希望と本社救護の實況殊に婦人に關係の事柄を述べた兵庫縣では婦人會の支會が支部所在地の神戸にはなくて師團所在地たる姫路にあ

全權委任状は双方の最上指揮官の署名したるものにて互に交換すべし余は此機會を利用して敬意を呈す

旅順口攻圍軍司令官

男爵 乃木將軍

關東要塞地區司令官

スラツセル將軍閣下

參謀總長は聖旨を奉じて左の電報を旅順攻圍軍司令官男爵乃木大將に送り

聖旨

旅順攻圍軍司令官宛

一月二日午前八時發電 總長

將官スラツセルより開城の提議を爲し來りたる件伏奏したる處

陛下には將官スラツセルが祖國の爲め盡せし苦節を嘉みし玉ひ武士の名譽を保たしむべきことを望ませらるる右禮で傳達す

るのだ今回の時局に對しては熱心なる行動を爲し病院に於て實地勤務もして居る

夫から十九日に姫路を立つて畿岐の高松に行き翌廿日午前七時に全地を發して先づ善通寺に行き師團司令部を訪ふた上、豫備病院本院及第二第三分院を慰問し其救護員に訓示を與へ午後二時から全地借行社に於ける篤志看護婦人會香川支會員の集會に臨て姫路と全様の挨拶をした此支會は一寸他と趣を異にし善通寺、丸龜、高松の三ヶ所に分會を設けられ其三分會を總稱して支會と言つて居る夫から全地を立つて翠平に行き轉地療養所を慰問した上、全六時四十分翠平發の汽車で高松へ引返し翌二十一日午後一時支部に於て開かれた委員長會議に臨みて協議の要件を陳べ支部長も亦當支部の平均人口四十人に一人の社員を有するけれども各委員部に分ければ未だ其數に満たぬ所がある此等は宜しく増募せられたい又年釐金の整理は速に決行せられたいと相談に及んだ所が各委員長共に未納金の整理は速に運ぶべく社員を増募も出來得る限り盡力しやうと云ふ事であつた

夫から廿二日に高松を立つて陸路徳島に向ひ其翌二十三日支部に往つて協議を遂げたが支部では既に一ヶ月以前委員長會議を開て夫々方針を定め社員を増募年釐金の整理ともに當時着々實行中であるので今度

驅逐艦逸出

(一月二日 外務省發電)

今朝清國芝罘に入港せし露艦々名左の如し

スコルイ、スタトヌイ、ヅラストヌイセルデチヌイ(皆驅逐艦)

外に小蒸汽一隻あり此は旅順港務局に屬するものにしてウラルカラーに塗り居れりスタトヌイ及びスコルイには多少の陸兵乗り居れり小蒸汽にはヲトラズニイの帽子を被れる士官を認む

撤兵、占領爆沈

(一月二日正午大本營 電報旅順攻圍軍報告)

東鷄冠山及Q堡壘の敵は昨夜零時三十分頃二三回の爆發を行ふと同時に一時焔に小銃を亂射し次で傾かた之を止め

は委員長の召集を見合したること同支部の社業が近來非常に進歩し昨今兩年に増加した社員丈でも六千六百餘名といふ多數で其人口比例は三十七人に對し一人の割合に進て居る支部に往つた時折しも篤志看護婦人會徳島支會員の看護學講習中であつたから之を傍聴し其終るを待て例の通り挨拶をした夫から二十四日に徳島を起て陸路高知に向ひ途中池田といふ所に一泊したが此地の委員長は頗る熱心家にて篤志婦人會の分會が出来て居る廿五日高知に着き翌廿六日午前支部に開催の委員長會議に臨て協議の要件を述べ午後も續て協議を遂げたが年釐金の整理は今年の十一月迄に又社員を増募は人口四十人に一人の程度に迄進めやうといふ事に決した四國の他三支部では今回の時局以來日に月に進歩するの勢であるから當支部でも今度は大奮發をして充分の成績を擧げやうといふ支部長の意氣込であつた此には篤志看護婦人會の支會がない

夫から二十七日高知を起て海路大坂に向ふ積であつたが風雨の爲め出發する事が出來ないので不得已高知で空しく一日滞在し翌二十八日出發したが矢張海上風波が荒かつたので神戸に上陸一泊し翌二十九日汽車で大坂へ往つた元來大坂へは二十八日に往つて二十九日迄に要務を済し三十日には和歌山へ行く豫定であつたのだが高知で空しく一日滞

日露戦争大本營公報

しを以て直ちに斥候を派遣せしに敵は既に其地を撤退せり依て我兵直ちに前進して兩堡壘并に其南方に在るM及M高地を占領せり

開城規約本調印

二月午後九時四十五分兩全權委員間に於いて開城規約本調印を終り

旅順開城規約

昨日午後九時四十五分を以て本調印を終りし開城規約本文左の如し

第一條 旅順要塞及該港にある露國の陸海軍々人及義勇兵並官吏は總て之れを捕虜とす

第二條 旅順口に於ける全堡壘、砲臺、艦艇船、兵器彈藥、馬匹其他一切の軍用諸材料、官舎、官有諸物件は現狀の儘之を日本軍に引渡すものとす

第三條 前二箇條を承諾するに於ては其の擔保として來る一月三日正午迄に椅子山、小案子山、大案子山、及び其東南一帯の高地にある堡壘、砲臺の守備を撤し日本軍に交附すべし

第四條 露國陸海軍に於て本規約調印の當時に現存せる第二條の諸物件を破壊し又は其他の方法に於て現狀を變更すと認むるときは談判を廢止し

日露戦争大本營公報

在した爲め豫定の通り行かぬので二十九日には午後大坂土佐堀の私立衛生會に於ける篤志看護婦入會大坂支會員の集會に臨みて挨拶をなし翌三十日には和歌山へ行き三十一日に大坂に引返して豫備病院を慰問することにした

和歌山では午前支那病院を視午後には支部で開かれた委員長會議に臨みて協議要件を述べた全支部では近來専心社員の増募に盡して居るが今日迄に増加した数は五千八百余名の多に上り人口比例は四十人に一人の割合に達せるにも拘はらず各委員部共尙進んで大に増募勸誘に努めつゝある

同縣には御前利平次とか云ふ非常な社業熱心家があつて近來は常務幹事と共に活動寫眞を持って社旨普及に盡力して居るさうだが此人の勸誘した社員数は前後通じて千何百人に上るといふ事だ又此人は赤十字社事業に熱心な許りではなく公共事業には何でも盡力するといふ篤志家

院天王寺分院、阿部野分院、桃山分院及本院を慰問し京都篤志看護婦人會員中から全院に來て實地勤務をして居る人に挨拶し且つ救護員に訓示を與へて夜直に鐵道に搭じて岐阜に向ふた而して翌八月一日の午

夫から二日に岐阜を起て金澤に行き翌三日午前社長は豫備病院を慰問し次手に同院勤務の篤志看護婦人會員に對して看護の勞を謝せられ轉じて第一分院を慰問し且つ全所勤務の救護員に訓示を與へ午後には支部に集會せる委員長及び篤志看護婦人會員に對して夫々相當の演説を

日本軍は自由の行動を取るべし

第五條 在旅順口露國陸軍官憲は旅順

要塞、配備圖地雷水雷、其他危險物

の布設圖及在旅順口陸海軍編成表、

陸海軍將校官職等級氏名簿、文官々

職氏名簿、軍隊艦艇名簿及其乘組人

員名簿、普通人民の男女人種職業員

數表を調製し日本軍に交付すべし

第六條 兵器(各人の携帶兵器を含む)

彈藥、軍用諸材料、官舎、官有諸物

件、馬匹、艦船艇及其内部の諸物件

(私有物を除く)は悉く之を現任の位

置に整置すべし其受授の方法に關し

ては日露兩軍の委員に於て規定する

ものとす

第七條 日本軍は露軍の勇敢なる防禦

を名譽とするに依り露國陸海軍の將

校及所屬官吏に携劍及び直接生活に

必要なる私有物の携帶を許す又た前

記將校、官吏及び義勇兵にして本戰

役の終局に至るまで武器を取らず如

何なる方法に於ても日本軍の利益に

反對する行為を爲さざることを筆記

宣誓するものは本國に歸還するとを

承諾す陸海軍將校には各人に一名宛

の從卒を隨行せしむることを許す此

從卒は特に宣誓解放をなす

第八條 武裝を解除したる陸海軍下士

兵卒及義勇兵は其製服を着用し携帶

天幕及び所要の私有物件を携へ所屬

將校の指揮を以て日本軍の指示する

集合地に至るべし但し其詳細に關し

ては日本軍の委員に於て之を指示す

第九條 旅順口にある露國陸海軍の衛

生部員及經理部員は病傷者及俘虜の

救護給養の爲め日本軍に於て必要と

三分區に對し八月四日其忠愛旗授式を舉行したので社長にも臨席せられた又婦人會あり支會の行動中々見覺しいものである

全日午後四時過に金澤を起て富山に往つたが社長は長途の旅行應接に過なく過勞の爲め金澤出發以來微恙に罹られたにも拘らず翌五支支部に隨て支那及び婦人會事業の状況を聞かれ且つ功勞者數名に有功章又は特別社員章を授與し午後には委員長商議員の協議會に隨て一場の訓示を與へられ拙者が其詳細を陳述した此會には婦人會幹事も列席して居た故社長は之に對しても相當の挨拶があつた全支支部の事業は近來著しく進歩して人口卅八人に對し社員一人の割合に發達して居るか尙ほ

年釀金義務終了者の補缺と社員の充實を圖る爲め來年度迄には更に約七千人の増募を爲し人口比例を卅人以上にするの計畫を立て又全支支部でも成績良好の分區には忠愛旗を授與するといふて其規程を制定して居る婦人會富山支會の行動は頗る目ざましいものだ夫から六日に富山を起て福井に往つたが社長は前日の微恙の爲め其夜は全く静養された併し翌七日の午前には縣會議事堂に往て委員長、商議員及び婦人會員の集會に隨て社業に關する一場の演説をされ拙者も本社行動の状況を詳説し夫から社長は篤志者功勞者廿餘名に有功章又は特別社員章又は木杯を授與し尙ほ支支部事務室に看護婦生徒を集めて一場の訓示を與へ

午後には全地實業家の請ひに依り三秀園と云ふ處で一場の經濟談をされた全支支部の社業は全國中第二位を占むるの好成绩であるが日露開戰以來支部長は鋭意社業の擴張に努め委員長を召集して社員増募、年釀金整理を促したること前後四回に及び其結果今年七月末迄に社員の増加せること五千餘に達した又同支支部では第一番に博愛旗の制を設け年釀金皆納の分區に之を授與することにして居たが其旗を受けた分區は八郡に亘り六十七箇に多きに及んで居るとのこと婦人會福井支會も中々勉強して居る

夫から八日の夕刻、名古屋に往いたが社長は石川以來の微恙の爲め豫備病院の慰問と支支部事業視察とを拙者に托して直ぐ歸京することになり翌九日朝出發された夫で拙者は同日午前支支部を訪ひ午後には豫備病院を慰問し且つ同院勤務の救護員に訓示を與へたるが同支支部の社員數は實に全國に冠たりて未納年釀金も遠からず整理し得る成算が立つて居るといふ事である婦人會員名古屋支會員には社長出發見送の際拙者から挨拶をしたが時局に對する行動は頗る努めて居るやうだ

夫から十日に奈良へ往つて公園内の公會堂に開かれた委員長會議に臨み協議の件に就て説述した全支支部も今度は大奮發で未納年釀金の整理は速に決行し差向き婦人社員千人を増募することに決した

三六七

認むる時期迄日本軍の衛生部員及經理部員指揮の下に残留して引續き勤務に服せしむべし

第十條 普通人民の處置、市の行政會計事務及之に關する書類の引繼ぎ其他本規約執行に關する細則は本規約附録に於て規定す

右附録は本規約と同一の効力を有す

第十一條 本規約は日露兩軍に於て各一通を製し調印の時より直ちに効力を生ず

(開城附録は之を略す)

砲臺及軍器受授

(一月四日午前二時大本營電報)

三日双方委員の打合せを終り四日朝より堡壘砲臺を始め一切の軍用諸材料並

に官有諸物件の受授に着手する筈なり

砲臺受渡結了

(一月四日午後六時大本營電報)

擔保として受領すべき椅子山、大小案子山及其東南一帶高地の堡壘砲臺は三日午後一時半故障なく受取れり

旅順開城手續

(一月四日午後五時三十分大本營電報)

開城規約附録

第一條 本規約を實行する爲め日露兩軍に於て指定すべき委員左如

- 一、本規約第六條に關する委員、堡壘砲臺及び陸上に在る兵器彈藥等に關する委員、艦船艇等に關する委員、胸墻物件に關する委員、危險物除去に關する委員

日露戦争大本營公報

夫から歸京の途次十一日の午前京都に寄つて支部を訪ふた處が今日午後七時に金澤への後送患者の京都停車場を通過するから患者休養所に於ける婦人會員の作業を見て貰ひたいといふので出發時間を延して七時少々前に停車場へ往つて先づ休養所を一覽し次に婦人會員に挨拶を述べた通過患者は百二十三名程で輕症者計りてあつたから綑帶交換を要する者はなかつたが支會員が三四十名程で茶を配る着物の縫を縫てやる團扇で煽てやる又支會から贈る扇團を配る手巾を洗濯してやるなか／＼の忙しさで貴夫人達が傷病者慰籍の爲めに斯く迄盡すとは實に感心なものだそれは兎に角此患者は主に北陸人で北陸の人には門徒が多ひものであるから其患者の中に本願寺參詣を願ひ出るものがあつた是は停車時間が長いからなので是迄餘り許された事はなかつたのださうだが此時はどうしたか輸送指揮官が許したのでバラ／＼と本願寺に向ふものが多く後には卅名程しか残らなかつた其中に入時の最急行列車が来たから其れに乗て十二日の朝歸京したのだ

病院船の運航

附材料庫閉鎖(下)

後必ず好成绩を得る事と信する(雜誌日本赤十字第百六十九號)

博愛丸運行 一月二日第二十四回の航途に上りたる博愛丸は(船長岩井禎三氏は客月十五日歸還を命ぜられ其後任として三宮文正氏同船に乘組)六月九日迄に無事第卅七航海を終了同月廿一日第卅八回航途に上り大連へ航行中、圓島の東方約十一哩なる北緯卅八度四十二分半東經百廿二度廿五分の海上に至るや船體間近に一ヶの浮流水雷を發見せしかば空槍に赤旗を樹て、浮標と爲し置き大連に到りて其旨報告するや同地海軍の當局者は即時掃除船を派遣し午後六時を以て滞りなく爆發作業を了りしが右水雷の形體稍々大なるに加へて水面に現はれし部分多かりしより容易に發見するを得たるも萬々一然らざりしならば如何なる危難に遇ひしやも計られざりしといふ斯くて同船は同廿七日無事宇品に歸着第卅八回航海を了り七月八日出帆第卅九回航海に上り十二月十五日迄に第五十二回航海を終了同廿二日其任務を解除せられ同廿六日横濱に廻航乗組救護員は翌廿七日本社に於て解散の式を擧げられたり

弘濟丸運行 客月廿九日第廿七回航送の途に上りたる同船は同船醫長小山善氏去月十七日歸還を命ぜられ其後任として御吉野丸乗組第四臨時班醫員竹田六郎氏乘組)一月五日宇品歸着三月廿九日迄に第卅三回航海を了り四月一日第卅四回の航途に上りしが途中風波の爲め翌二

せされたる行李の數量に準ずるもの
とす

第八條 旅順に在る陸海軍用病院及び
病院船は日本軍の委員に於て臨檢し
たる後其定むる所の取扱法に従ふべ
し

第九條 普通人民は各々其堵に安んず
べし其退去せんと欲する者は凡ての
私有財産を携行するを得但陸海軍將
校及官吏の家族にして退去せんと欲
する者は日本軍に於て爲し得る限
り便宜を與ふべし

第十條 旅順要塞内に在住する普通人
民にして日本軍に於いて其退去を必
要と認めたる者は日本軍の指定する
時期及通路に依り退去せしむ

第十一條 本規約第十條に關する露國
委員は行政並會計に關する既往及現

在の狀況を日本軍委員に告知し且之
に關する一切の圖書を交付すべし
第十二條 旅順港に在る日本軍の捕虜
は一月三日午後三時に於て本規約第
一條に示す日本軍委員に引渡すべし

敵將の電奏及電勅

(一月四日午後七時大本營)
(盛着電報順攻圍軍報告)

去る二日開城談判の際本規約第七條將
校及び官吏宣誓歸國の事に關し彼の委
員の我委員に向ひ宣誓に關しては一應
皇帝の裁可を仰がざるべからざるを以
てステツセル將軍より皇帝陛下に致す
べし該電報の發送を取計はれ度との請
求を爲せり依りて我委員は軍司令官の
認可を得て之を諾し該電報を發送せし
に本日當地通信所宛にて皇帝より返電
ありしを以て直に之をステツセル將軍

日露戦争大本營公報

得せしめ以て其快癒を速かならしめたる事實に尠少ならざる也患者
にして一たび諸子の看護を受けたるものは畢生之を忘れずとは彼等
の常に口外する所也嗚呼諸氏は能く日本赤十字社の本領に遊び博愛
の大義を實際に履行したり其功績の偉大にして中外の噴賞を招きた
ると實に偶然にあらざる也此大戦に當る本職之を海上輸送の任に
受く而して患者後送の業は諸子の補助に依り其任を全うせんことを得
んとす今や諸子は其任を終りて地方に復歸せんとす別に隨て感慨甚
だ深し茲に所感を述べて以て謝意を表し併て諸子を祝福す

明治三十八年十二月二十二日

宇品碇泊場司令官陸軍工兵大佐從五位勳四等 大久保徳明

○廣島材料庫閉鎖 廣島材料庫は十二月卅一日限り閉鎖せられたるを
以て恩馬理事以下庫員三名は卅九年一月廿九日歸京即日本社に於て編
成を解除せられたり

陸軍病院船の運航 (中)

○横濱丸 一月二日第二十回の航途に上り十二月十七日迄に第四十六
回航海終了せり

○ロゼッタ丸 一月十一日第廿回の航途に上り十二月十一日迄に第四

十七回航途終了同十七日第四十八回航途に上る、因に同船第卅六回航
海中八月九日午後五時廿分支海灘に於て漁船覆没し其船底に漁夫一名
繩乗せるを發見したれば直に浮標を投し端艇を下して之を救助せりと
其遭難者は長崎縣南高來郡多比良村田鶴松なる者にて本年二月韓國
忠清附近海に出漁し七月下旬所安島より本國へ歸航の途次八月八日暴
風雨の爲め覆没の不幸に遭遇したるものにして一行は三名なりしも二
名は溺死したるもの、如く被救助者は一晝夜以上漂流せしを以て身體
非常に衰弱せるに依り適宜の手當を爲して漸く元氣を恢復せしめ金錢
及衣服等を贈與し且不幸を慰め八月十一日大連民政署に引渡せりとい
ふ

○ロヒラ丸 客年十二月廿一日神戸に修繕の爲め入渠せしロヒラ丸は
一月十日工事を竣り同十三日第十四回の航途に上り爾後六月廿一日迄
に第廿六回航海終了七月七日神戸船渠より宇品へ歸航の際、宮島沖に
て坐礁、救護員下船せり

○御吉野丸 同船は一月十日夜宇品に歸着第十二回の航送任務を了り
同十三日第十三回の航途に上る後、三ノ庄に於て修繕に着手二月十七
日工畢出來翌十八日救護員乗組三月十四日迄に第十六回航送終了同廿
一日第十七回に上る然るに往復共に暴風雨に遇ひ避難すると三回同廿

日露戦争大本營公報
に送致せり御参考の爲め該往復電報の譯文を添ゆ

ステツセル將軍の電奏

聖彼得堡に於て

ステツセル

露國皇帝陛下宛

二日午後九時周家屯軍用通信所發

信所發

本日俄臣旅順降伏に關し開城規約に署名するの己むを得ざるに至れり將校及び文官は佩劍を許され現在の戰爭に與らざるの義務を負ひ露國に歸國する事を許さる然らざれば捕虜として在留せざるを得ず俄臣は皇帝陛下に此要請せられたる義務に對する御裁可を仰ぐ

露國皇帝の勅答

旅順周家屯にて

侍從武官 將官ステツセル宛

千九百五年一月三日午後五時三十分南露ミチャノウイツチ發

四日午前四時周家屯通信所着
朕は各將校に保留せる特權を利用し現在の戰役に參與せざる義務を負ひ露國に歸來するか若くは兵卒と運命を共にせんことを許可す卿及び勇敢なる守兵に光輝ある防戰を感謝す

ニコラス

竄入艦武裝解除

一月六日午前二時五十五分着電
片岡第三艦隊司令長官報告要領

五日午後二時千代田及驅逐隊膠州灣方面より歸着せり其報告に依れば昨日午後六時迄膠州灣外にありて敵驅逐艦の出港するや否やを監視し居たれども

日露戦争大本營公報

九日無事宇品に歸着、爾後四月廿三日迄に第十九航を了り翌廿四日より一週間の豫定にて釜掃除の爲め宇品に停船五月五日第廿回航途に上り大連に於て解放俘虜三百七十一名護送者六名、搭載十二日芝罘に赴き日本領事に引渡したる上大連に戻り患者收容同十八日歸着同廿日機關部修繕に着手工事竣成六月七日第廿一回の航途に上り九月廿一日迄に第廿八回航途を了る爾後入渠修繕中なりしが竣工せるを以て十月十六日第廿九回航途に上り十二月三日迄に第卅三回航途を終了同六日第卅四回航途に上る

○土洋丸 客年十二月卅一日第十回航海開始一月九日終了同十一日第十二回の航途に上り十二月十七日迄に無事第卅五回航海終了

○チヨイサン丸 一月四日出船第十一回の航途に上り歸着後横濱に入渠修繕同廿二日同港出帆同廿三日宇品に歸着翌廿四日直に開船四月廿日迄に第十八回航海を了り船體修繕に着手竣工後、十數回の航途を爲し十二月十一日横濱に向け第卅五回航途に上り同十三日着濱患者を陸揚し宇品に向ふ

○河野浦丸 一月以來第八回航海開始五月十日迄に第十八回終了同十二日修繕着手せしが竣工に付翌十七日第十九航の途に上り六月廿六日迄に第廿一回航海終了七月六日第廿二回の航途に上りしが翌七日午後一時頃對馬より廿海哩の沖にて嚴原より博多へ向へる全勝丸と衝突し全勝丸は十分間に沈没せしも本船は無事にて全勝丸の船員及乗客を救助し午後五時門司に引返し同九日再び目的地に向け出帆七月十九日迄に第廿四回航海を了り八月廿二日宇品出帆周防灘にて沈没せる金州丸乗組員の救助に従事、爾後十二月十七日迄に第卅三回航海終了同廿日大坂に向け第卅四回航海の途に上る

○幸運丸 一月二日第十回の航途に上り四月廿六日迄に第十八回航海了る後、神戸に於て修繕し着手せしが竣工に付五月十日開船十二月七日迄に第卅四回航海終了

○大連丸 客年十二月九日歸宇第十一回航海完了後、第十二、十三、十四、十五、十六回航海終了二月九日第十七回航海を始め三月廿四日迄に第廿回航海終了同廿六日第廿一航海の途に上り歸航の途中朝鮮海に於て暴風に遭ひしも四月五日無事歸宇、爾後十二月七日迄に第卅六回航途を終了

○小雛丸 客年十二月廿七日第一回航海開始三月三日迄に第六回航海終了同五日船體修理の爲め宇品に入渠せしが同廿日工事を竣へ直に開船四月廿二日迄に第九航終了同廿九日再び修繕の爲め入渠せしが竣工に付五月八日第十回航途に上り十二月十六日迄に第廿三回航海終了同

更に其模様なを以て獨國會憲の言明を信じ斷然武装解除を決行したるものと認め同地を引揚げたり又芝罘方面に赴きたる驅逐隊命令の報告に依れば芝罘に入りたる敵艦隊の武装解除は滞り無く決行せられたり

旅順の捕虜數

(一月五日午前七時五分大) 本營若電旅順攻圍軍報告

前報の如く昨日を以て規約第二條に掲る諸物件の授受を行ひ堡壘砲臺の如きは凡て之を受領し其の他の物件も亦大畧其の手續を終り又總ての捕虜は今五日指定の場所に集合せしむる筈なるも之れに關する總ての調査は甚だ繁雜にして未だ容易に其結果を報じ得るに至らずと雖も今迄に得たる諸報告の概要を摘載すれば左の如し

人員

將官	陸軍	八
佐官	陸軍	五十七
尉官	陸軍	五百卅一
陸軍文官		九十九
軍醫		百〇九
從軍僧侶	陸軍	十三
	海軍	七
下士卒	陸軍	二萬二千四百三十四
	海軍	四千五百
非戰鬥員	陸軍	三千六百四十五
	海軍	五百
總計		三萬二千二百七

義勇兵は重に非戰鬥員中に含む

日露戰爭大本營公報

廿一日第廿四回航途に上る

○神宮丸 一月廿四日第二回の航途を了へ廿八日復讐戦地に向ひ十二月十三日迄に無事第廿六回航途終了

○樺太丸 一月十日神戸出帆同十一月三日宇品に至り同十三日第三回航途の途に上り十二月十四日迄に無事第廿七回航途を終了

○羽後丸 一月廿三日第一回航途終了同廿六日第二回の航途に上り十二月廿一日迄に第廿一回航途任務を了り十二月一日釜番に着手す

○吉生丸 二月六日臘裝成り翌七日第一回の航途に上り十二月九日迄に無事第廿四航の任務を了る

○東英丸 一月以來二月十日に至る第三第四回航途終了後、十月廿七日迄に第廿三回航途終了同卅日第廿四回航途に上り十二月八日宇品港内に於て座礁し乗組の第卅班及第廿臨時班の兩班は無事上陸せるが同十四日陸軍大臣より解除を命せられたり

○第一琴平丸 三月廿三日第一回航途に上り四月廿五日迄に第三航を了り同廿八日修繕の爲め入渠五月十日第四回航途の途に上り十月卅日迄に第十六回航途終了翌日患者四百四十名を搭載して宇品を出帆し十二月二日横濱入港患者を陸揚し十二月十八日迄に第廿回航途を終了

○近江丸 三月廿三日第一回航海を了へ十二月十五日迄に無事第廿回九回航途を了る

偉大なる救護力

「派遣救護團體の總數及其配置」と題し三十七年に於ける活動の部に於て吾人は救護力の全部を統計的に示し我赤十字社事業の戰時行動に對する外形を描きたるを以て百余萬社員を代表する本社救護力のいかに強大に其成績のいかに顯著なるかは讀者の夙に了解せし處なるべし爾來戰局の進行に伴ひ其筋の命令により新に編成したるもの本部に於て看護婦組織救護班四ヶ、看護人組織同七ヶ支部に於て看護婦組織同七ヶ合計十八ヶにして派遣したるもの内地に九ヶ戦地に七ヶ病院船に二ヶに及びべり即ち卅八年に於ける編成派遣したる救護班とす之に卅七年二月以降派遣したるものを合すれば左の如し

看護婦組織救護班	十九ヶ	甲種病院船	二隻
看護人組織救護班	十八ヶ	患者輸送隊列	一ヶ
看護婦組織救護班	十一ヶ	材料庫	一ヶ
看護婦組織救護班	八十二ヶ	混成組織救護班	四ヶ
看護人組織救護班	十四ヶ	〔附言〕右混成組織班の内一ヶは看護婦組織に變更したり	

日露戦争大本營公報

其他民有船

若干

以上は皆破壊若くは沈没せるもの右の外多少の修理を加へ使用し得し小蒸汽船三十五隻あり

敵軍の側面襲撃

(一月十二日大本營報告)

十一日午前十時我騎兵支隊は唐馬賽西方に於て敵騎約四中隊と遭遇し午後二時三十分迄交戦の後之を撃退し敵に多數の損害を與へたり其後敵は更に砲八門騎兵數中隊の増援を得たるを以て劉二堡に引付け目下撃撃中なり昨夜より今朝に亘り敵の騎兵小部隊は鞍山站海城間及び營口大石橋間に潜入し鐵道に小破壊を行ひたるも直に修理を加ひ開通昨日午後砲兵を有する二千以上の敵兵は牛莊に來襲し該地に在り

我守備隊は一時退却の止むを得ざるに至れり目下兵力を増加して猛烈に之を撃退中又牛家屯には敵の騎兵近く壓迫し來りたるも我に損害なし

敵襲撃退

(一月十三日午後大本營報告)

砲十二門及び騎兵約八中隊より成る敵の一部隊は十二日午後二時より牛家屯兵站司令部を包圍し三家子方面より突撃し來りたるも悉く之れを撃退せり敵死傷少くも八十を下らず戰場に遺棄したる敵の死傷者及び其の他の情報に依り判断すれば敵は鐵道守備隊歩兵第二聯隊を附屬する騎兵團にして指揮官は少將ミシナエニコなるがごとし

日露戦争大本營公報

四〇二

病院澁谷分院に勤務しつつありて英國篤志看護婦リチャードソン夫人は其筋の承認を経て廣島豫備病院に轉勤することとなり本社にては從來勤務の慰勞並に送別の爲め一月廿三日正午夫人を本社に招待し午餐を供したり當日の列席者は鍋島、大山兩侯爵夫人花房男爵夫人、長崎理事、平山、佐和兩部長笠原副長、山上常議員、東郷昌武氏等なりし而して夫人は翌廿四日午後六時新橋發流車にて廣島へ出發、二月十三日より午前は第十二班看護婦と共に同班受持の同病院第一分院第二十一號並に第廿二號病室(外科重症室)の患者看護に従事し午後は本院に勤務せり

と感激したりと
▲リチャードソン夫人の御慰勞 卅七年四月我邦に渡來し同六月以來本社監督の下に東京或は廣島の豫備病院に於て我傷病者の看護に従事しつつありて同盟國の篤志婦人リチャードソン夫人は七月十五日愈々歸國の途に就くと、なり本社總裁殿下には夫人の篤志功勞を思召され同三日同夫人を御本邸に招待して慰勞の榮を賜たるが松方社長、花房小澤兩副社長以下本社各理事、石黒男爵、橋本病院長、實吉男爵、高木男爵、千家東京支部長、鍋島侯爵夫人、大山侯爵夫人、松方伯爵夫人、花房男爵夫人、千家男爵夫人等亦列席の榮を荷へり政府よりは勳六等寶冠章を授けられ本社にては紀念の爲め銀製置物を贈與せしに夫人の喜び一方ならず左の謝狀を本社に寄せたり

四〇三

牛莊方面戰報

(一月十八日午前大本營電報滿洲軍報告)

一月十四日我が一支隊は牛莊の西方三又河附近に於いて敵の騎兵集團を包圍し之を潰亂せしめたり敵の死傷は三百名以上に於いて鹵獲武器等多數なり同枝隊に屬せし參謀將校の言によれば同支隊と對戰せし敵兵多數の清國官兵の混じ居る者あるを見りと

十六日牛莊方向より敗退せし敵の騎兵五六千砲十數門は老都牛梁を経て東北方に退却せり

同日夕我騎兵支隊は老鶴蛇附近に於て敵騎と衝突せり其報告によれば上衣は清國衣にして帽も又清朝なるものあり又全く清國衣を着し辨髪を有するもの數多あり此敵は頗る疲勞を極め居れり

る時を送りたる紀念として久しく保存可仕候護て此に最も深厚なる謝意を表し申候也

リチャードソン

日本赤十字社御中

リチャードソン夫人歸國 同夫人は愈々七月十五日横濱出帆のターク一號にて歸國の途に就くととなり同九日葉山御避暑中の 皇后陛下より特に拜謁を賜り同十四日午後四時廿分發の汽車にて新橋を出發せり停車場には松方社長、花房、小澤兩副社長以下理事、常議員、病院職員、軍醫、篤志看護婦人會長以下職員及會員、看護婦其他有志婦人女學校生徒の見送り盛なり尙ほ小澤副社長及び東郷事務囑托員は横濱へ同行し乗船迄見送りたり

リチャードソン夫人の勤務行動 夫人の東京豫備病院澁谷分院に勤務するや實に愛の權化と云ふも溢美にあらず今其行動を聞くに朝より夕に至るまで我看護婦と共に與に働さ傷病者の爲めには如何なる事をも敢て辭せず室内の掃除より雑巾掛けに至る迄毫も厭ふの色なく又我傷病者に施さんが爲め晝間の疲勞をも顧みず夜間マツサイジを稽古せしとありさと廣島豫備病院に勤務せし時と雖も亦必ず然りしなるべし而して夫人の我と言語相通せず風俗習慣を異にせるにも拘はらず能く我傷病者の意を解し其欲する所を察し毫も隔靴搔痒の感なからしめ又我傷病者に屢々菓子煙草の類を與へたり而も一時に多くを與へざり

と

沙河敵軍大襲來

(一月廿七日午後大本營電報滿洲軍報告)

一日廿五日以來渾河右岸の敵は活動を始め一軍團を下らざる敵は長灘南方の地區より黑溝臺及沈且堡に向ひ前進し來れり依て我軍は廿六日直ちに之に對し攻勢に轉じ我一部隊は沈且堡附近に在りし約一師團の敵を柳條口附近に擊退せり又我他の一部隊は黑溝臺附近に在りし一師團以上の敵と廿六日以來交戦中なり

沙河大襲來續報

(一月廿九日大本營電報滿洲軍報告)

廿八日軍の右翼及中央方面に在ては敵の砲兵は時々我が陣地を砲撃し小部隊

を以つて各方面に來襲せしむ直に之を撃退せり

軍の左翼側方面に在りては廿六日沈旦堡の敵を驅逐せし我一部隊は廿八日柳條口及李家窩棚(沈旦堡西方約一里)を占領し之れに對せし敵の一部は北方に一部は西方に退却せり又黒溝臺に對せし我部隊は遂に其東南の歩兵陣地を占領し尙突撃を續行して黒溝臺を占領せんとを努めつあり

又た他の一隊は歩兵一聯隊騎兵一旅團砲十一門より成る敵を撃退して哈爾堡(黒溝臺の南方約二里)を占領せり本日に至る迄我軍の左翼側に攻撃し來りし敵の兵力概ね如左

第八軍團(歩兵第十四、第十五師團) 歐羅狙撃歩兵第二、第五旅團、第十軍團の歩兵第九師團、豫備歩兵第六十

沙河大襲來後報

(一月廿九日午後大本營電報滿洲軍報告)

一師團の一部、西伯利第一軍團(東部西伯利狙撃歩兵第一、第九師團)の二部

レ・ナル夫人幫助勤務 佛國人レ・ナル夫人は我傷病兵の看護に従事する目的を以て來朝し横濱佛國領事館内に滞留しありしが卅八年二月七日より東京豫備病院に勤務し三月下旬勤務を止め歸國せり

篤志看護婦人會戰時衛生勤務(下)

○本社篤志看護婦人會の行動 卅七年に於ける篤志看護婦人會に於ける戰時衛生勤務の大略は既に之を記述せり爾來出征軍人多數、傷病者増加に伴ひ敏活に行動し遺す所なす今卅七年以來勤務したる状況に就き左に總括して之を録せん

▲患者休養所勤務 本會に於ては三十七年六月より卅八年十一月迄東京支部に於て設置せる新橋患者休養所の勤務に服せり其出張回数百六十四回、出張人員會長以下百四十四人慰籍したる患者數一萬八千二百廿五人、綑帶交換を爲したる患者數一千六百八十二人、各宮妃殿下御慰問の爲め臺臨ありたると八十五回

日露戦争大本營公報

溝臺の攻撃實施中約一師團の敵は長灘方面より前進し沈且堡を攻撃して之を包圍し其一、二大隊を以て我に向ふの報に接し古城子附近に在りし部隊をして此敵を撃攘せしむ

日没に至る 二十七日我右翼に迫りし敵は一時退却せるを以て古城子附近に在りし部隊を中央とし兩翼隊の中央に排列し蘇麻堡を左翼とするが如く展開し黒溝臺に向て攻撃せり

日露戦争大本營公報

岡山、廣島、福岡、佐賀、熊本、愛媛、香川、福井、石川、富山、栃木、福島、宮城、巖手、青森の各支會を巡回し十月廿一日歸京せり

患者休養所設置及作業 附本社病院建物返附

患者休養所は本年(廿八年)北海道及神奈川縣支部に於て設置し其他各支部は客年來の作業を續行し平和克復に依り之を閉鎖せり其設置数は廿ヶ所にして其休養所及作業開始年月日を擧ぐれば左の如し

Table with columns: 所管支部, 名, 開設年月日, 解散年月日, 職員. Lists various branches and their rest home operations.

又以上休養所に於て取扱ひたる作業の概要左の如し

Table with columns: 休養所名, 患者通過及到着人員, 編制交換数, 投薬数, 遊樂品及茶室寄贈金. Summarizes operations at rest homes.

日露戦争大本營公報

瘋洞溝に在りし部隊は午前十一時同地を發し黒溝臺攻撃軍の最左翼に連りて黒溝臺の敵を攻撃する豫定なりしも八黄地、哈爾堡の線に在る有力なる敵より背射せらるゝを以て勢ひ先づ之を撃攘せざる可からず依て其一部を割きて修二堡に在る支隊は協力して八黄地の敵を撃退せり敵は洪家柵方向に退却し其兵力歩兵約一聯隊、騎兵一旅團砲十二門、機關砲二三門なり

廿九日各隊は連續三晝夜猛烈に敵を攻撃せしも未だ其の目的を達せざるを以て更に諸隊を激勵して夜嶺を實行せしめたり

黒溝臺攻撃軍の諸隊は全滅を期し數回の攻撃前進を企てしも敵の砲兵殊に機關砲の爲め頗る多大の損傷を蒙れり然れ共諸隊は衝天の勢を以て攻撃を續行

日露戦争大本營公報

四一四

く本社に召集に應じて各其任務に就かれ爾來厚く社旨を體し且つ總裁殿下の御諭旨を服膺し又克く軍衛の規律命令を守り寒暑を厭はず晝夜を分たず能く辛苦と繁劇とに堪へ戮力協同奮勉精勵以て完美なる成績を擧げ以て總裁殿下の賜りたる御言葉中にある如く百萬社員の寄託を全ふし茲に其任務の終了を告げられたるは詢に本社に満足とする所乃ち茲に本社を代表し一言感謝の辭を呈せんとす

抑今回の救護たる實に空前の大事業にして本社は全心全力を之に傾注し以て事に當れるも事業開始以來廿閱月の久きに亘るを以て其間或は救護の道に關する處なきや而して之か爲に或は事業の蹉跌を見るが如き事なきやを憂ひ日夜苦慮せしも幸にして今日に至る迄何等の故障なく將大過なく完全に之を遂行し以て中外の稱讃を博するを得たり是れ必竟救護員諸君の熱心匪勉せられたる結果に外ならず本社深く謝する處なり殊に昨春米國の篤志看護婦マツヤ夫人一行の來朝して本社監督の下に我傷病兵の救護に従事せんとするや第二救護班は之と共に共同作業することとなり言語風俗習慣宗教等の相異なる彼等の間に介して彼我患者の救護に遺憾なからしめ且我れ彼れに學ぶ所あると共に彼をして亦大に我に學ぶ所あらしめ以て外には本社看護婦の眞價を世界に發揮し内には其位地を高上するに與

敵は我が猛撃に耐えず午前五時三十分より退却を始めたり是れに於て我諸隊は逐次黒溝臺に突入り午前九時三十分に至り全く確實に之を占領し直ちに追撃し烟臺子を経て土臺子に至る又左側支隊の一部は黃蠟蛇子を占領せり其他修二堡に在りし支隊は當面の敵を撃攘して七臺子及北方約五吉羅の無名部落に亘り渾河の線を占領せり大臺附近に在りし部隊は此日午前五時李家窩柵附近に在りし部隊と共に微弱の敵を撃攘して菲菜河子附近を占領し其主力は敵を追撃して渾河右岸に進出し長灘南方千米突に達せり

是に於て軍は全く敵を渾河右岸に驅逐せり我に對せし敵は西伯利第一軍團集成軍團狙撃步兵第二及び第五旅團、第八旅團の一部西伯利豫備第六十一師團

日露戦争大本營公報

四一五

て大に力あらしめたり是れ亦本社の多謝する所諸君は彼等に依て得し處多かるべく殊に今後本社看護婦に必要たるべき語學に於て得る所尠なからざるべし今や日露の平和は克復し救護事業は將に終局を告げんとするも本社は中外に聲譽を發揚すると共に將來の責任は更に其重きを加ふべし乃ち平和は一旦克復すとは云ひ東洋の形勢は今後と雖も何時如何なる風雲の來襲するや測るべからざるものあるを以て本社は國運の發展に伴ひて愈々益々事業を擴張整理し以て一旦緩急あるに際しては大に活動するの準備を爲さざるべからざるれば諸君今回の責務は茲に結了すと雖も本社は必ずや諸君に向つて將來大に待つ所あるべし故に諸君は今回の事業に於て得られたる多くの經驗により益々斯道を研究習熟して以て他日事あるの際は一層の報效を致し以て我赤十字事業の光輝を一層發揮するの覺悟あらんことを切望す茲に一言勞を謝し併せて諸君の健康を祈る

尙茲に序に一言したき事あり昨年開戦以來本社が派遣せる救護員は男一千六十六人女二千四百卅二人總計四千六百九十八人にして補充派遣員は男六百四十二人、女五百二人、總計千四百四十四人に上る而して派遣救護員中の事故人員は死亡者男四十七人女十四人合計六十一人（こは在職中の者のみに係る）此外解任後死亡の者男子六人女

並に獵歩兵等にして少なくとも七個師團及び騎兵一師團を下らす此の敵は四万臺及び年魚池附近に退却せり我死傷約七千に達し敵の損害も亦多大にして捕虜の言に依れば我左翼に向ひし歩兵四聯隊は殆んど全滅し一中隊にして二三十人に減せしもの少からず又敵の損害は一萬を下らざる可しと云ふ

各方面の砲撃

(二月三日午前大本營電)

昨日軍の右翼方面に在りては小部隊各方面に來襲せし我前哨は悉く之れを撃退せり又本日午前五時頃より塔山西麓及柳匠屯西方より房身、蒲草窪附近(柳匠屯南方約二吉米突)を射撃し又間もなく敵の歩兵約三中隊房身を包圍攻撃せし

も亦之を撃退せり敵の死傷は詳ならずと雖も敵は死者一を遺棄し及捕虜二名あり

中央方面に在りて本日沙河堡東北約二吉の敵砲兵は沙河堡南方高地を又萬寶山西方高地附近の敵砲兵は北長嶺子、腰屯を砲撃せり其他昨夜來彼我斥候の衝突絶へず左翼方面に在りては敵は今朝來劇烈に沈旦堡附近を砲撃せり同所に在る我砲兵も亦之に應射せり信ずべき諜報によれば敵は鐵道を蘇家屯蘇胡(拉木屯北方約二里)より蘇胡堡(孟達堡北方約二里)に延長して數回の列車を往復せしめつゝあり又今朝八時頃より敵の野砲及重砲は鴨子泡附近に砲火を集中したる後約一師團の敵兵王家窩棚(長灘東南部)に進入し

子十一人あり病氣解任男五百四人、女二百五十七人、合計七百六十一人其他の事故解任は男五十九人、女百六十三人合計參百二十二となり尚其他目下入院中の者廿七人歸郷療養中の者二十人あり諸君か今や無專任務を全ふし名譽と光榮とを荷ひて目出度く歸郷せんとするに際し中途職務の爲めに斃れて今斯の榮譽と喜悅とを得る能はざるものを追想すれば轉た痛恨の情に堪へず乃ち茲に死亡者に對し諸君と共に謹て哀悼の意を表せんと欲す云々

▲爾後本部所管内地勤務救護班にして解散せるもの左の如し

- 熊本勤務 第卅臨時班 十月廿八日解散
 - 名古屋勤務 第卅六臨時班 十二月八日解散
 - 金澤同 第廿六臨時班 同卅一日全
 - 姫路同 第廿七臨時班 同
 - 姫路同 第廿八臨時班 十二月卅一日解散
 - 熊本同 第卅一臨時班 十二月廿九日解散
- 前記金澤姫路勤務の三臨時班は本社所管なるも編成地たる岡山支部にて解散せり
- ▲本部所管の第九十九救護班は十一月廿三日戰地より歸還したるを以て本部に於ては翌廿四日午前十一時解散式を舉行せり當日は松方社長

を始め小澤副社長、平山、佐和兩主幹、岩崎、中尾、兩部員等列席、松方社長より總裁殿下の御詞を傳ひ次に小澤副社長本社を代表して慰勞の辭を述べ尚松方社長も特に一言同班員の勞を謝し次に上席部員答辭を述べかくて各主管部員よりも班員一同の勞を謝し庭前に於て酒肴を供したり

▲陸軍病院船東英丸乗組の第廿臨時班及第一患者輸送隊列は同廿六日何れも歸還したるを以て廿七日午後二時解散式を舉行し第五及六の兩臨時班及第百十六班は廿七日歸還したるを以て翌廿八日午後二時解散式を舉行又横濱丸乗組第百班は十二月廿九日大連丸乗組第九臨時班は十二月卅一日解散せり

▲爾後戰地より引揚歸還せる本部所管の救護班にして解散せられたるもの左の如しは例の如く社長或は副社長各主管、各部員等列席の上社長或は副社長より總裁殿下御詞を傳へ且つ慰勞の辭を述べ次に班員總代答辭を陳べ終て酒肴を饗したり

- 十一月廿九日解散 第十八臨時班 全 六日解散
- 全 卅日全 第卅八、第卅九臨時班 十二月八日全
- 十二月二日 解散 第十三、十五、十四臨時班 全 九日解散
- 全 第卅一、四十二、四十三各臨時班 十二月十一日解散
- 全 第卅六臨時班 第十七臨時班
- 全 第卅四、十九臨時班 第十四臨時班
- 全 第卅三、十六各臨時班 第三臨時班

○支部所管救護班引揚 支部所管の内地勤務救護班にして既に夫々勤

日 報 報 社 十 第

其内約一個旅團の敵兵攻撃し来りしも之を撃退せり

昨日柳條口方面に於て撃退せし敵は屍體約百六七十を遺棄し鹵獲品小銃等若干あり捕虜の言によれば敵の狙撃歩兵第二、第四聯隊長は同所に於て負傷せしと而して信ずべき諜報によれば過る二十六日黄蠟坨子に在りし我小哨校一名下士卒二十八名に包圍飽くまで應戦し大半負傷し遂に敵の捕獲する所となり其の負傷者は敵兵悉く之を惨殺せりと云ふ

清河城の占領

(二月二十五日午後六本營發電)

我一部隊は二月十九日より二十二日に至る間に於て葦子峪、金斗峪及び太子河左岸の地區を占領して近く敵に接し

二十三日を以て清河城(本溪湖の東約十二里)附近の敵を攻撃せり此の日朝來降雪紛々咫尺を辨せず地形險峻に加ふるに太子河の融氷を以てし諸隊の運動大に困難なりしも正午頃には我が第一線は既に敵を隔る五百米乃至千米の距離に接近し猛烈なる攻撃を爲せり敵は天險の陣地に據れるのみならず數月を費し堅固なる築城をなし數線の副防線を設置し頑強の抵抗を持續せしを以て容易に之れを奪略する能はず於是翌廿四日の拂曉より更に攻撃を續行し午前十時頃に至りて彼我相接近して爆薬戦を交るに至れり敵の頑強なる抵抗も我が猛烈果敢なる正面攻撃と最とも勇敢なる側面攻撃とに對し永く持續する能はず午後六時全く清河城を占領せり我れに對せし敵は歩兵約十六大隊砲約

日 報 報 社 十 第

務地を引揚げ其支部に於て解散式を行ひたるもの左の如し此外佐世保海軍病院勤務の第十七班(長崎支部所管)も引揚を命ぜられ十一月十日同病院を引揚げたり

東京勤務	第四班	所管東京支部	解散	十一月二日
同	第廿九班	同 栃木支部	同	同 五日
同	第廿三班	同 群馬支部	同	同 六日
仙臺同	第四十八班	同 福島支部	同	同 一日
同	第六十班	同 石川支部	同	同 四日
名古屋同	第卅二班	同 三重支部	同	同 二日
名古屋同	第卅五班	同 愛知支部	同	十月卅一日
大坂同	第十班	同 大坂支部	同	十一月二日
同	第四十班	同 滋賀支部	同	同 六日
同	第四十七班	同 宮城支部	同	同 四日
同	第八班	同 京都支部	同	同 二日
姫路同	第二十班	同 埼玉支部	同	同 八日
姫路同	第十四班	同 兵庫支部	同	十一月五日
廣島同	第七十一班	同 廣島支部	同	十月卅一日
廣島同	第六十六班	同 島根支部	同	十一月八日

廣島	第九班	同 京都支部	解散	十一月四日
弘前同	第五十班	同 岩手支部	同	同 二日
金澤同	第五十八班	同 福井支部	同	同 三日
同	第六十三班	同 富山支部	同	同 四日
善通寺同	第七十八班	同 香川支部	同	十月卅一日
松山同	第八十班	同 愛媛支部	同	同 四日
同	第七十六班	同 徳島支部	同	十一月四日
小倉同	第八十八班	同 佐賀支部	同	同 六日
東京同	第四十四班	同 長崎支部	同	同 四日
廣島同	第六十八班	同 岡山支部	同	同 六日
同	第七十二班	同 山口支部	同	同 五日
同	第九十二班	同 宮崎支部	同	同 八日
熊本同	第九十四班	同 鹿島支部	同	同 三日
熊本同	第卅臨時班	同 鹿島支部	同	十月廿八日
姫路同	第五十一班	同 所管岩手支部	同	十一月八日
善通寺同	第六十五班	同 鳥取支部	同	同 八日
仙臺同	第四十六班	同 宮城支部	同	十二月一日
大阪同	第十五班	同 兵庫支部	同	十二月二日

四一六

二十門にして清河城を全く焼棄し混亂して北方に退却せり...

沙河大戦闘

其一 (三月四日大)

東京方面 當方面の我が一部隊は數日前敵と地塔(撫順の東南約六里)馬群丹(撫順南方約六里)附近の陣地に壓迫し目下對戰中

松木子及唐家村附近の我陣地に向ひ四回試みたるも悉く之を撃退せり...

Table with columns for unit names (e.g., 小倉同, 佐世保同), class numbers (e.g., 第八十四班), and dates (e.g., 十二月五日).

Table with columns for unit names (e.g., 吳同, 金澤同), class numbers (e.g., 第七班), and dates (e.g., 十二月十八日).

日露戦争大本營公報

の死傷及鹵獲品等多大なるも未だ其調査に遑あらず但王江堡(蘇胡堡西南約一里半)にて鹵獲せしもの麥、蕎麥粉、等約一萬袋、豆粕約五萬個、其の他黒麵包、食鹽、薪、野菜等あり大韓(王江堡南方約一里半)に在る敵の被服庫を占領す

其二 (三月五日)

奥京方面 敵は數線の防禦線に據り向ほ頑強に抵抗しつゝあり
沙河方面 昨四日邊牛泉堡(歪頭山東方約一里半)北方高地を攻撃せし我部隊は敵の第一陣地を奪取せり後松木堡子附近の我部隊は今日拂曉其東北方高地に在る角面堡を占領せり
鐵道線以東の地區に在りては今日午前八時半頃我が一部隊柳匠屯(萬寶山東南約一里)を占領し敵の一部を該部

落の中央複郭に壓迫し目下之を包圍しつゝあり
鐵道線以西の地區に在ては今日漢城堡、小蘇家堡附近を占領し尙ほ攻撃前進中なり蘇家屯停車場は目下焼けつゝあり

其三 (三月六日)

奥京方面 地塔附近の敵は今日日風々逆襲し來りしも我が兵悉く之を撃退せり
馬群丹附近の敵は頑強の抵抗を爲しつゝあるも我攻撃は漸次其歩を進め其一部は本日午後八時頃荒地東北方高地(馬群丹南方約四吉)を占領するに至れり
本溪湖方面 本日午後我一部隊に稗子勾(馬群丹南方約二里半)南方一帯の高地を占領し敵を三父子(馬群丹西南約

日露戦争大本營公報

第百十一班	石川支部	解散	十二月五日
第百四班	大阪支部	同	同
第百一班	東京支部	同	同
▲又陸軍病院船乗組救護班にして其任務を解除せられ引揚解散せるもの左の如し			
神宮九乗組	愛知支部所管	第卅四班乙半部	十二月廿五日解散
近江九同	同	甲半部	同
山城九同	静岡同	第卅六班	同
樺太九同	千葉同	第廿四班	同
吉生九同	鳥取同	第六十四班	同
ロセツタ九同	大分同	第八十六班	同
○廣島豫備病院に於ける救護班解任式	廣島豫備病院勤務の第二、九、六十六、六十八、七十一、七十二、九十二の七ヶ救護班は十月卅日第十號病舎に於て解任式を行ひたるが當日式に列せるは眞鍋第五師團長代理志波參謀長、山田廣島支部長、渡邊軍醫部長、各分院長、臨時救護廣島出張所の白坂參事河野部員等にして午前九時卅分一同着席するや大西豫備病院院長先づ告辭を朗讀し且つ其告辭を各解任救護班に授與し次に志波參謀長の眞鍋師團長告辭代讀次に渡邊軍醫部長の告辭あり		

○雜件

次に第六十班(岡山)の三上醫員七救護班を代表して答辭を朗讀し斯くて式を終りしは午前十時廿分なり(各地の豫備病院にても救護班引揚の際、解任式を行はれ或は病院長或は軍醫部長若くは師團長等の告辭ありたれども他は略することゝなしぬ)

○收入金額 本年非常會計事務は十二月廿日迄に收入回議を経たる件數は千四百六十四件にして其收入金額及内譯金額を擧ぐれば

一金二百七十九萬五千二百九十四圓四十四錢五厘

收入 總金額

内譯

金二百六十五萬五千圓 常備資本より移入額

金十萬八千六百五十一圓五十七錢六厘 救護寄附金

金三萬五千五百五十圓四錢九厘 諸收入金

金九十二圓八十二錢 假納

にして卅七年二月非常會計事務開始以來の收入金額及内譯金額を積算すれば左の如し

一金四百五十八萬七千六百七十五圓七十二錢五厘

一里) 方向に撃退せり

昨五日夜高臺嶺附近の我正面に向ひ敵兵逆襲し來りしも之を撃退せり

沙河方面 鐵道線以東に在ては昨五日夜修家坂の北端に逆襲し來りし敵を撃退せし外戰況變化なし

鐵道線以西に在ては東部漢城堡より二臺子に亘る敵と對戰中にして敵は頗ぶる頑強に抵抗し且つ逐次兵力増加の模様あり

渾河右岸に在ては今六日朝砲七十門を有する約一師團の敵大石橋附近に向ひ逆襲し來りしも之を撃退す

其四 (三月七日) 大本營公報

懷仁占領 懷仁方面に前進せし我部隊は三月六日早朝邊石哈達(懷仁の西南二里)を占領し尋て懷仁を占領せり地塔及馬群丹方面の戰況變化なし

大逆襲撃退 鐵道線以東に在りては本日午前三時頃敵の歩兵唐家屯北方高地に攻撃し來りしも之を撃退せり此際敵は死體二、三十を遺棄して退却せり又九午前二時頃より塔山及び萬寶山附近の敵砲兵は我れに砲火を集中し次て衆多の敵兵來襲し來りしも午前四時半頃に至り悉く之を撃退せり

漢城堡占領 鐵道線以西に在りては本日午前十一時頃東部漢城堡を占領し一旦敵の回復攻撃を受けしも全く之を撃退せり

李官堡奪取 渾河右岸に在りては敵兵揚七屯附近に漸次増加の模様あり又李官堡は我兵其三分の二を既に奪取し敵兵約一師團の逆襲を受けしも之を撃退せり

收入總金額

内譯

金四百廿一萬九千四百十三圓卅四錢七厘 常備資本より移入額
金卅萬九千三百九十七圓七十九錢一厘 救護寄附金
金五萬八千七百六十四圓八十七錢七厘 諸收入金
金九十九圓七十錢 假納
○支出金額 本年支出回議を経たる件數は一萬五千十一件にして其支出金額は金二百八十五萬九千五百一十一圓十七錢六厘(本拂支出額)之に客年二月非常部會計事務開始以來の支出金額を積算すれば左の如し
一金四百五十六萬六千九百九十二圓四十五錢五厘

内譯

金四百三十萬六千五百六十三圓九十八錢四厘 本拂支出額
金二十五萬九千六百二十八圓四十七錢一厘 假支出額
となり差引金二萬四千四百八十三圓廿六錢は銀行預け金又は現金にて現在せりといふ
○救護材料關係事務 救護材料の新調購買及其出納點數は萬を以て數ふるの多量にして之が數量統計を掲載するは頗る繁雜に涉るを以て左に本年取扱たる救護材料關係事務中重なる事項をのみ掲げん

(一)病院船乗組救護員の限制は陸上勤務者と別種なりしが支給上の便宜を案じ本年一月陸上勤務者と共に改め(二)一般救護員に支給する靴は總て皮革製なりしが軍隊需用の多きが爲め皮革類脚底と成り巴ひを得ず内地勤務の奮記以下には本年一月より革製のものに支給する事とし(三)救護員男子の服色は總て濃紺製なりしが陸軍に於て服色を改められたるに伴ひ本年七月茶褐色靴を使用すると申し同様に理事長以上の袖章を改正す……以上は何れも之を陸海軍兩大臣に届出たり

○外國赤十字社寄附金高 本年外國赤十字社より金品の寄附を受けたる總額は金二萬六千七百卅九圓七十六錢、物品六十點にして客年開戦以來寄附を受けたる金品及赤十字社名は左の如くにして其金品は總て寄附の目的に向て之を使用したり

- 獨逸赤十字社 治療材料、ムルビンゲン外十五種
- 伊太利赤十字社 酒類其他
- 葡萄牙赤十字社 金九百八十七圓十五錢
- 佛國傷兵救恤社 野戰病院並附屬物藥品綳帶材料入四十五箱
- 佛國婦人協會 佛貨一萬八千五百法
- 丁抹國コッペンハーゲン赤十字社婦人部 金七百卅三圓四十六錢

興京方面馬群丹占領

(三月八日午前
大本營電)

馬群丹附近に於て數日來優勢なる敵と交戦しつゝありし我部隊は本日午前八時頃敵を其陣地より撃退し北方に向ひ追撃中なり

奉天一帶占領

(三月八日夜大本營電)
(滿洲軍司令部)

敵は今朝來退却を始め我各軍は猛烈に之を追撃中なり

全線總追撃

(三月九日午前
大本營電)

興京方面 馬群丹方面の敵を撃退せし我部隊は尙追撃を續行しつゝあり
沙河方面 鐵道線以東に在ては敵漸く

動搖の徴候を呈せしを以て去る七日夜半より全線總攻撃に移り敵を其陣地より撃退し渾河々孟に壓迫しつゝあり
鐵道線より渾河左岸に至る全地區は既に我占領に歸せり
渾河右岸 渾河右岸に在ては揚士屯及李官堡附近の敵は引き続き頑強に抵抗を持續し屢々逆襲し來りしも我兵悉く之れを撃退し多大の損害を興へて漸次奉天方向に壓迫中なり
奉天北方 又奉天北方の地區に在ては敵の頑強なる抵抗を受けしも小家屯(奉天西北約二里)八家子(小集屯東北約半里)及三臺子は既に我有に歸し鐵道は奉天北方に於て我軍既に之を破壊す

希臘赤十字社 金三百九十二圓八十四錢
セルビヤ赤十字社 佛貨一千法
英國赤十字社 金一萬圓
萬國赤十字社中央事務局 佛貨一千法
澳國赤十字社 澳貨五萬クローネ
洪國赤十字社 澳貨一萬五千クローネ
フアシドーム負傷兵救濟會婦人部 佛貨三百五十法六十仙
○内外國人の寄附金品 本年に於ける内國人の寄附金額は金卅九萬五千三百廿八圓八十五錢五厘内一萬四千五百五十八圓九十三錢三厘(在外邦人寄附)外國人の寄附金額は金十一萬三千廿四圓六十七錢二厘合計金五十萬八千三百五十三圓五十二錢七厘之に客年開戦以來寄附を受けたる會員を加算すれば内國人寄附金八十六萬二千六百七十二圓四十八錢七厘(内五萬二千三百四十四圓卅六錢四厘)在外邦人寄附外國人寄附金廿四萬六千七百八十九圓四十七錢一厘合計金百十萬九千四百六十一圓九十四錢八厘也……以上の金額は各寄附の目的に向て之を支出せり又客年以來寄附を受けたる物品の點數は内國人寄附四百廿七點(内九點在外邦人寄附)外國人寄附八十八點にして内國人寄附品の重要なるものは綳帶木綿類、器具類、酒類、書籍類、紙類、手巾類等又外國人寄附品の重なるものは綳帶木綿類、各種藥品、酒類、治療用材料、寫聲器、書籍雜誌、煙草等にして此等の物品は戰地兵站病院、内地陸海軍病院及病院船に分配したり

明治參拾九年に於ける赤十字社の活動

明治廿七八年戰役に於ける赤十字社の活動は廿九年に於て全く終結を告げたり而して今廿九年に於ける救護活動を叙述するに先ち特に記せざるべからざることあり即ち天皇 皇后兩陛下より優渥なる 敕語令旨を賜りたること焉也

○敕語令旨を賜ふ

天皇 皇后兩陛下には明治卅七八年戰役に於ける本社救護事業の成績に就て深く御満足あらせられけむ畏くも二月十六日日本社長(花房副社長代理)を召させられ隆渥なる 敕語并に令旨を賜りたるに於ては斯榮譽を拜戴せるは洵に感激の至りに堪へざる次第なるを以て益奮て前途社業の發展に勉め以て 聖恩に報ひ奉らんとを期すべし旨直に一般社員に公告せり又、篤志看護婦人會の實施したる事業に對し同月廿一日 皇后陛下より令旨を賜れり 敕語并に令旨は本書巻頭に掲ぐ嗚呼斯る隆渥なる 敕語令旨を賜ふ吾人斯業を贊するもの恐懼何んぞ堪ゆべけんや唯々感激の外なし

總追撃後報

(三月九日午後 大本營電)

興京方面 地塔附近に於て堅固の陣地に據り頑強の抵抗を爲せる敵を攻撃中なりし我部隊は數日來其攻撃を續行し今九日午前三時全く之を撃退し續て追撃中なり又馬群丹方面も我が部隊も依然敵を急追しつゝ撫順方面に前進中なり

沙河方面 奉天の南及び東方地區に在ては全く敵を渾河河盆に壓迫し其左岸に停止し堅固の防禦工事に據れる敵を攻撃中なり奉天の西及び北方地區に在ては最も頑強に抵抗しつゝある敵に對し攻撃猛烈を極めつゝあり

本日強風砂塵を捲き日色爲めに暗く全く展望し能はざる状態を呈せり

奉天占領後の追撃

其一 (三月十日大 本營電)

興京方面の我部隊は撫順北方高地に據り向抵抗しつゝある優勢の敵を攻撃中なり也沙河方面の各兵團は敵を全く渾河右岸に撃退し目下奉天東方及北方に於て之を包圍し戰場追撃中も諸報告によれば敵は本十日正午より鐵道線路と奉天街道中間の地區を全く隊形を紛亂し疲勞困憊の狀を呈し實に悲惨の狀態を以て三重(奉天北方約三里)附近より奉天附近に亘る地區に充滿して續々北方に退却す其の數實に幾萬なるを確する能はず而して該地附近に在りし我歩砲兵は逐次此の敵に銃砲火を集中し莫大の損害を與へつゝ日没に至れり

又我一部隊は興隆甸より急行し夕刻浦

陸軍病院船の運航 (下)

博愛丸及弘濟丸 客船任務を解除せられたる本社病院船博愛丸及弘濟丸の二隻は其後陸軍に於て病院船に使用するととなり博愛丸には近江丸乗組の第四十一班(滋賀支部所管)轉乘を命ぜられ斯くて一月廿二日第一回二月十五日第二回航送の途に上り同廿八日積裝を解除せられ乗組の第四十一班は同日下船せり

又弘濟丸には神宮丸乗組の第八十三班(高知支部所管)一月七日神宮丸より下船待命中なりし乗組を命ぜられ一月十八日宇品出帆同廿八日第一回航海終了修繕の爲め入渠二月廿日第二回航海を了り二月廿三日其任務を解除せられ乗組第八十三班は同日下船せり

横濱丸 一月以來第四十七回航送開始爾後順次第五十回航海を終了し三月廿日其任務を解除せらる

御吉野丸 一月八日第卅五回航送を了り同十六日第卅六回航送上り(但同船乗組第十一臨時班は一月十二日下船同十五日其任務を解除せらる)二月二日終了同五日同船は其任務を解除せられたる爲め乗組第五班は下船せり

幸運丸 一月四日宇品出帆第卅五回航海の途に上り同十六日終了せしが同船乗組第百三十三班は同十九日下船を命ぜられたり

神宮丸 一月六日大連より歸着第廿七回航送を了りしが乗組の第八十三班は翌七日日下船待命中、陸軍病院船博愛丸に乗組を命ぜられたり

翠平丸 一月五日第廿一回航海を終りしが乗組救護員第卅二臨時班及第七十班は健康保全の爲め同八日より五日間上陸休養を許されしが第卅二臨時班は同日其任務を解かれたり

近江丸 一月十二日横濱に向ひ第廿二回航送の途に上り同十六日着濱患者陸揚げの後十七日出帆十九日歸宇該航海を了り二月九日解任

小雛丸 一月十日大連に向ひ同廿二日歸着第廿五回航海を了り三月三日迄に第廿七回航海を了る同廿日解任

チヨイサン丸 一月九日第卅七回航海を終りしが同船乗組の第廿八班及第八臨時班は同十一日下船同十五日其任務を解除せられたり

コモツタ號 一月十七日第四十九回航海を終りしが同船乗組の第廿六班及第百五班は同十九日下船を命ぜられたり

救護班の解散 (下) 本部所管救護班解散 廣島豫備病院勤務の六ヶ救護班は二月廿八日を以て其任務を解除せられ東京豫備病院勤務の六ヶ班も三月三日を以

河(奉天北方約五里)附近に至り敗退する敵に對して多大の損害を與へ敵を全滅せんことを勉めつゝあり

其二 (三月十一日午後)

追撃繼續 各方面より敵を急追して渾河右岸に進出せし我兵團は到る處敵に大損害を與たへつゝ昨十日午後には全線殆ど渾河を距る北方約五里の線を占領し今十一日依然追撃中なり 大部隊の投降 今十一日朝渾河附近を出發して北進せる我が部隊は出發後間もなく敵の大縱隊北方に退却するに遭ひ遇し接戦格闘遂に之を包圍し降服せしめたり奉天附近は猶ほ敗殘兵の抵抗し又は投降し來るものあり目下専ら其清掃に勉めつゝあり 捕虜及鹵獲品 敵の遺棄したる屍體は各戰場到る處に疊々として未だ之れを

處置するに違あらず敵の各所に於て受けたる損害は未だ精確に調査する能はずと雖も其の死傷者捕虜鹵獲品は非常に多大にして被服糧秣等は積んで山の如く容易に計算すること能はず

其三 (三月十三日午前)

追撃尙繼續 各方面より敵を追撃して北進せる各兵團は處々に抵抗を試んとする敵の敗兵に多大の損害を與へつゝ昨十二日には敵を全たく奉天を距る北方約十里の地區より其以北に驅逐し尙追撃中也 委棄せる軍需品 九里溝子(奉天北方約六里にして鐵道線の西側)の南方高力屯附近より長さ約五里に亘る地區内に彈藥其他軍需品を積載しある無數の車輛遺棄しあり未だ其數を調査するに違あらず

其任務を解除せられ内地の救護はこれにて全く終了せり今解散せる本部所管救護班左の如し

廣島勤務	第廿九臨時班	本部	解散	三月七日
東京同	第三班	同	同	同 六日
東京同	第一臨時班	同	同	同 上
東京同	第二臨時班	同	同	同 上
同	第十臨時班	同	同	同 上
同	第卅五臨時班	同	同	同 上
▲陸軍病院船乗組救護班にして本年に入り其任務を解除せられ引揚解散せるもの如左				
河野浦九乘組	本部所管	第四臨時班	一月五日	解散
士洋九同	同 上	第七臨時班	同	同 上
御吉野九同	同 上	第十一臨時班	同	同 十六日同
チヨイサン九同	同 上	第八臨時班	同	同 十六日同
琴平九同	同 上	第卅二臨時班	同	同 上
又横濱九乘組の第廿五臨時班及び小磯九乘組の第廿一臨時班は三月廿日何れも其任務を解除せられ本部へ歸還同廿六日解散式を擧げられたり				

○支部所管救護班解散 支部所管の内地勤務救護班にして本年に入り解散せられたるもの左の如し

善通寺勤務	第三十三班	所管三重支部	一月二日	解散
名古屋同	第四十九班	同 福島同	同 四日	同
廣島同	第七十四班	同 和歌山同	同 廿五日	同
同	第八十九班	同 佐賀同	三月二日	同
同	第十一班	同 大坂同	同 六日	同
同	第六十九班	同 岡山同	同 五日	同
同	第廿七班	同 茨城同	同 九日	同
東京同	第七十三班	同 山口同	同 四日	同
同	第廿五班	同 千葉同	同 廿七日	同
▲陸軍病院船乗組救護班にして本年に入り其任務を解除せられ引揚解散せるもの左の如し				
大連九乘組	新潟支部所管	第十九班	一月八日	解散
御吉野九同	群馬同	第廿二班	同 二日	同
河野浦九同	富山同	第六十二班	同 六日	同
士洋九同	長野同	第四十五班	同 五日	同
チヨイサン九同	栃木同	第廿八班	同 廿二日	同

日露戦争大本營公報

直捷せる軍旗・鹵獲軍旗の内一箇は第十六軍團第四十一師團第六十二聯隊のものにして千八百七十四年千八百七十八年及び千八百八十三年の三戦役に參與し千八百七十八年には援群の功ありし聯隊なり其衛戍地はウキツナ軍管區内モギリヨフにして聯隊長は大佐ガフリロンなり

貨車四両以上、小銃約二千挺あり尙敵は馬洋丹、馬牛乘堡等の倉庫を燒棄せしも糧秣數千石其他彈藥諸材料等甚多し

其四 (三月十四日午前) 大本營電
 興京方面 我一部隊は去十一日營盤(撫順東方約七里)の敵を北方に擊退し之を占領せり

沙河方面 各方面とも依然敵の敗殘兵を擊攘しつゝあり

鐵嶺街道以東の山地に在ては我輜重監視兵等に向ひ降伏せる敵の將校下士卒多數あり

鐵嶺占領

(三月十六日午前) 大本營電

我先進部隊は到る處敵を急迫し今十六日午前零時二十分鐵嶺を占領せり

興京占領

(三月十六日午後) 大本營電

興京方面の我部隊は十三日興京を占領せり

鐵嶺北方高地占領

(三月十七日午後) 大本營電

我一部隊は昨十六日遼河右岸に於て砲兵を有する敵の騎兵約八中隊を驅逐し

日露戦争大本營公報

四三三

翠平丸乗組 廣島支部所管 第七十班 二月廿二日解散
 幸連丸同 京都同 第百三班 同 廿六日同
 同 山梨同 第卅八班 同 廿八日同
 ロセツタ丸同 神奈川同 第百五班 同
 ロセツタ丸同 茨城同 第廿六班 同 廿九日同
 山城丸乗組甲半部 青森同 第五十三班 二月九日同
 羽後丸乗組乙半部 東京同 第五班 同 十三日同
 御吉野丸同 又横濱丸乗組の第十二救護班(神奈川支部所管)乙半部は二月廿五日下船待命中なりしが小離丸乗組の同班甲半部も三月六日下船乙半部に合し待命の處同十一日其任務を解除せられ所管支部に歸還同十九日解散せられたり

前項記すが如く本社の救護班悉く其任務を解除せられ是れにて全く終結せるが去卅七年二月以來救護開始以來指を屈すれば殆んど廿六ヶ月にして即ち二ヶ年二ヶ月なりとす

海上救護成績

本社の救護事業は全く終了せり海上救護を殿として全く終了せると前項に記すが如し而して其海上に於ける救護の成績は對し宇品碇泊場司令官大久保大佐より松方社長に宛て左の謝狀を寄せられたりといふ

拜啓益々御清康大慶の至りに御座候陳者今回の戰役に就き貴社は其條例により各地に救護團体御派遣に相成殊に當司令部には開戦の當初速に病院船二隻續て陸軍病院船配屬として前後四十一ヶの救護班を御派遣に相成當司令部の衛生勤務を補助せられ患者後送に関じ偉大なる成績を挙げられ候は偏に平素御畫策の宜しきを得たるに感佩に不堪候既往廿六ヶ月間に於て右救護團体の航海したる地方は清國韓國樺太の各地に亘り其後送したる患者數は我傷病者十六萬九千百十七名露國傷病者二千二百四十六名計十七萬一千三百九十三名に達し其他當地及似島より内國各地に内外の患者を護送したると一萬三千五十一名に相成候其間各團体皆能く其職に奮勵し貴社の本領に遵ひ博愛の大義を實際に履行して遺憾無之と信じ候茲に全部無任の期に臨み謝意を表し度御挨拶如此に御座候敬具

明治卅九年三月十四日 宇品碇泊場司令官 大久保徳明

臨時救護部閉鎖式

去る明治卅七年二月上旬 我艦隊が仁川旅順に奇襲を試みて先づ敵艦隊の膽を奪ひ露國官民をして驚動震駭せしめたる以來約二年二ヶ月に

四三三

日露戦争大本營公報
て鐵嶺北方遼河右岸の高地を占領す日
没前

我軍益々北進

(三月二十二日)
午後大本營公報

我一部隊は敵を追蹶して昨二十一日午
後二時半昌圖(開原より西北五里二十
八町)に進ませり敵の大部隊は鐵道線
路に沿ひ東北方に潰走中其騎兵の一部
は昌圖の北方約二、三吉米の地に停止
しあり

綿花街占領

(四月二日午後)
大本營公報

開原占領兵團は一昨三十一日其一部を
以つて綿花街の敵を驅逐し同地及其北
方高地を占領せり
此地各方面の情況大なる變化なし

英額城占領

(四月十五日午後)
大本營公報

興京方面より北進せし我が兵團は遂次
敵を擊攘し昨十四日午後一時英額城
(興京の北約十四里)を占領し其一部は
海龍街頭を東進中なり我兵團の騎兵と
共に午後六時全く八家子を占領せり八
家子附近にありし敵は歩兵約一聯隊騎
兵六、七中隊及び砲兵約一中隊にして
一旦英額城方向に退路を取りしも再び
八家子に引返し非常なる狼狽を以て北
岑(八家子の北方一里弱)を越へ退却せ
り此の他各方面共大なる變化なし

通化占領

(四月十九日)
大本營公報

通化(興京の東方廿餘里)方向に前進せ

日露戦争大本營公報

亘る本社の大救護事業は世界の驚嘆と讚美と同情との間に目出度く終
結を告げたるを以て本社に於ては三月卅一日限り臨時救護部を閉鎖す
るとして同日午後四時其閉鎖式を舉行せり参列者は花房、小澤南副社
長以下各部長等にして部員及び各課長以下職員全部を中庭に集め小澤
副社長兼臨時救護部長は開戦中に於ける臨時救護部の成績を述べ夫れ
より慰勞の小宴を開きたり

小澤救護部長演述

諸君我臨時救護部は一昨卅七年二月七日陸軍大臣より救護団体派遣
の命令に接し翌八日之を特設し直に事務を開始し爾來二年二月月間
救護事務に盡瘁し其開設期間の長き任務の重大なりしにも拘はらず
更に蹉跌なく今日茲に圓滿なる閉鎖式を擧ぐるを得るに至りたるは
是れ諸君の協心戮力職務に忠實なりし所致す所にして武雄の深く感
謝する所也今回の救護事業は廿七八年の戰役及北清事變の當時に比
し關係區域頗る廣瀾隨て實施したる事務亦繁雜錯綜固より一場の談
の能く其真相を盡し得る所に非ずと雖も今其大要を概括すれば我救
護事業の首腦たる職員は部長以下部員以上十五人書記以下百廿五人
之が出張所員は所長以下六十七人にして事務開始以來取扱ひたる文
書は

接受したるもの六萬二千五百六通

内郵便六萬二千五百一十一通
電信二千二百五十五通

發送したるもの六萬八千九百七通

内郵便六萬五千六百二通
電信二千三百五五通

回議に附し處理したる件數は枚舉に遑あらず今其重なるものを擧ぐ
れば

庶務掛に於て起案せしもの四萬二千二百五十八件

經理掛に於て起案せしもの二萬六千六百四十九件

又本社に於て編成したる救護團體は五十四ヶにして其四十五ヶは直
接に召集し九ヶは之を支部に託し此五十四團體中の四十三ヶは全然
臨時の編成に屬せり其團體編成及補欠員の爲めに發したる令狀は

補充召集令狀 四千三百五十二通

補充召集令狀 千二百二十五通

其應召員に對しては身體の検査を行ひ合格者には被服其他貸給與品
を交付し勤務に關する必要の事項を訓示して之を派遣す尙團體編成
上の需急に應ずる爲め臨時に千三百廿二人の救護員を養成し更に一
方に在ては各支部を通じ九十八ヶの救護班を編成せしめ或は其補欠
員の召集を令達し遂に本支部を合して百五十二ヶの團體五千二百九
十九人の救護員を派したり

而して此團體編成たるや當初一回の編成を以て満足すべきに非ず勤

日露戦争大本營公報
し我兵團は去る十五日全く同地を占領せり當方面の敵は北方に向ひ逐次退却しつつあり
此他各方面の情況大なる變化なし

露國艦隊の東航

其一
確かなる筋に達したる情報に依れば露國第二太平洋艦隊四十一隻は八日午後マラツカ海峽を通過したりと云ふ

其二
四月八日朝新嘉坡に着港せる英國汽船「タラ」號船長ヘリングの公報左の如し
四月七日午後一時一零瀬(マラツカ海峽に在り)の沖に於て四十七隻より成る露國艦隊に遭遇せり
同艦隊は四本煙突の軍艦八隻其他病院船給炭船水雷艇及び假裝巡洋艦若干隻

を包含し十一節の速力を以つて東方に向ひ進航中

其三
露國艦隊は四月八日午後二時餘々とゾリアンを通過し始めたり其の艦影は新嘉坡より明に認ることを得(外務省着電)

露艦隊の拔錨

(四月十七日午後着) 香港電報
北獨逸郵船プリンツ、ハインリッヒ號(有栖川宮殿下の御搭乗あらせらるゝ汽船)の齎す所によれば露國第二太平洋艦隊は十四日正午佛領安南の沿岸カムラン灣に碇泊し石炭及び糧食を積込みつゝありと

慈場所の要求により或は甲救護班の看護婦長以下半數と乙救護班の看護婦長以下半數を合替せしめ或は甲團體の看護婦長以下半數を割き看護婦長看護婦を乙救護班に編成し甲團體より分割したる人員に等し看護婦長看護婦を之が補欠として編入する等の事務煩雜なりし而已ならず各支部に於ての準備養成人員に不同あるが爲め甲支部餘裕員を以て乙支部の不足員を補ひ或は三四部所管救護員を混同する等彼是の均衡を案じて救護班を編成せしめ其間陸海軍當局者其他に對し交渉を要するの事項亦繁雜を極めたり

斯の如くにして編成派遣したる救護班の個數は本社規定數を超過すると卅二ヶ而して一般救護團體の勤務成績は皆良好就中患者輸送縦列は本戦役に於て之が實施を試みたりしに豫想以外の好果を收めたり此等の團體が救護したる傷病者は重複に計算せられたるもの巨多爲めに多大の計上を見ると雖も其計上は内地に於て廿二萬五千余人戦地に於て六十八萬八千余人病院船に於て十八萬五千余人を救護し之に要したる經費四百五十萬圓を支出し又本社は内外各地病院に職員を派遣して屢々在院患者を慰問し且救護員の勤務を視察督勵する所ありたり
此戦役の劈頭に在て本社は仁川の海戦に於ける敵艦ワリヤーク號の

負傷病兵廿四名を救護し爾來救護したる俘虜傷病者は内地に於て六千九百餘人戦地に於て一萬六千四百餘人病院船に於て三千七百餘人の多數に上る如此本社は彼我の別なく傷病者を救護せり海外諸國の團體及個人は本社に同情を表し其寄贈金額卅餘萬圓、物品六百餘點に達し西班牙及北米合衆國赤十字社本部よりは協力を與ふべしとの懇切なる提議を受けたりしが本社は謝意を表し之を要せざる旨を回答せり又外國人より勤務補助の申込を受くると頻繁なりしも其厚意を謝し之が助力を辭したりしに特に米國ドクトルマツギー夫人外九名の一行英國リチャードソン夫人及佛國レノナル夫人は遠く本邦に渡來し我政府の認可を得本社指揮の下に在て東京及廣島豫備病院本社病院船に於て本社の看護婦と共に彼我傷病者の救護勤務を補助せられたり
茲に一の悲惨に堪へざるものあり即ち派遣救護員中の死亡是也其人員九十七名にして實に派遣員百人に對し一人七分を占む彼等は皆職務に幾れ各自の本分を全ふしたりと云ふべしと雖も其遺族の情緒に想到せば轉た悵然たるものあるなり本社は彼等の遺族に對し既に六萬餘圓を贈與して之を救恤したりしも尙ほ近き將來に於て是等の靈を慰むるの途を講じつゝあり

露艦出港の通告

(外務省公報)

露艦隊は四月二十二日カムラン灣を出航せり但其の目的地不明なる旨印度支那總督より電報に接せる趣きを以て佛國政府より通告ありたり

露艇北海來襲

(五月六日大本營海軍部報告)

五日午前十一時半頃持田にて國籍不明の水雷艇四隻帆船一隻を圍み砲聲二發を聞けり帆船は火災を起し水雷艇は沖合に向け北進し救助船出でたるも風潮の爲め救ふこと能はずして引返したる旨通知ありたり

日本海の大海戦

(五月二十九日大本營海軍部報告)

五月二十七日以來繼續中なる日本海海戦に關する聯合艦隊司令長官東郷平八郎の報告左の如し

其一 (五月二十七日午前着電)

「敵艦見ゆ」との警報に接し聯合艦隊は直に出動之を撃滅せんとす本日天候晴朗なれども波高し

其二 (五月二十七日夜着電)

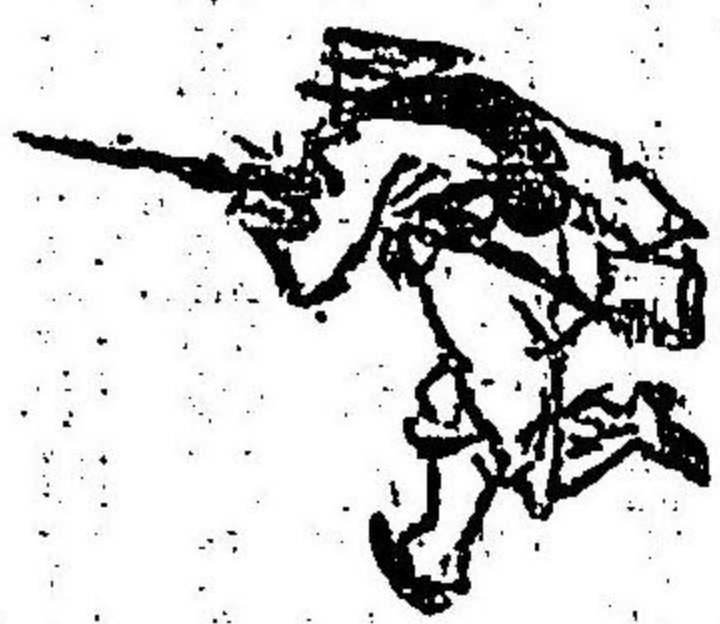
聯合艦隊は本日沖の島附近に於て敵艦隊を遊撃し大に之を破り敵艦少なくも四隻を撃沈し其他には多大の損害を與へたり我艦隊には損害少なし驅逐艦水雷艇隊は日没より襲撃を執行せり

其三 (五月二十九日午前着電)

聯合艦隊の主力は二十七日以來殘敵に對して追撃を續行し二十八日ヲヤンコノド岩附近に於て敵艦「ニコライ第

日露戦争大本營公報

以上は救護部の事實の一般に過ぎざるも其作業を以て既往に於ける本社業の發達を記するに足り且つ此重大なる任務を遂行し終りたるにも拘らず特設機關たる救護部費としては支出金額十萬圓に上らざるを見て以て如何に本社が財政に慎重の態度を執りしか一端を窺ひ知るべし然り而して今回の救護事業終結を告ぐるに方り特に優渥なる勅語令旨を拜したるは實に無限の光榮とする所なり是れ必竟上聖上 皇后兩陛下の御保護、下百十餘萬衆社員の赤誠に頼りて以て此光榮を荷ひたる所以にして感謝何ぞ勝ん諸君益々皇室の聖旨を銘刻し更に奮勵一番總裁殿下の聖旨を體認し將來社業發展の途を講じ以て百十餘萬衆社員の寄托に背くなからんとを希望す茲に諸君の健康を祝す



附記

故小松宮總裁殿下御傳記

嗚呼本日赤十字社總裁 元帥陸軍大將 大勳位功二級 小松宮彰仁親王殿下の御傳記を作り奉るに忍びむや、忍びて而して之を作る、殿下の英靈を冥々に慰め奉る所以也、殿下は聰明英武夙に心を軍國の事に潜め傍ら思を公益の業に勞し給ひければ、洵に國家の干城として、上御一人の御信頼厚く將た竹の園生の儀表として、下萬民の深く景仰し奉る所なりき、殊に日本赤十字社事業に於かせらるゝや、創業以還、總裁の任に膺せられ台座を社業の上に注がせ給ふこと、筆舌の能く盡す所にあらず、是を以て社員の殿下を仰望し奉るの情は、寔に何に譬へむやうもなし、而して殿下の社業に御熱心なるは申す迄もなく、赤十字社が殿下の御盛徳に因りて、非常の隆運を來し、今日の盛況に達するを得しは吾人萬民の俱に感謝する所なりき、然るに何ぞ料らむ御齡尚ほ老境に入り給はざるに、一朝忽焉として、易簣し給はむとす、嗚呼痛ましき哉、殿下は過ぎつる頃より御腦病に罹らせられて御静養あらせられしが、明治卅六年癸卯二月十四日以來、御病勢俄に重らせ給ひ、全十八日午前三時、橋場の御別邸に薨去あらせ給ひぬ、嗚呼馳驟驚愕として去りて已に遠く白玉樓上遂に人天を隔て奉るに至らんとは、吾人萬

記傳御下殿裁總宮松小故

一世「戰艦」アソヨール「戰艦」セン
 ヤーウイン「裝甲海防艦」アブラキシ
 「裝甲海防艦」及び「イヅムルード」
 (巡洋艦)より成る一隊に會して之を攻
 撃せしに「イヅムルード」は分離して逃
 去せしが他の四艦は須臾にして降伏せ
 り我艦隊には損害なし
 捕虜の言に依れば二十七日の戦闘に於
 て沈没したる敵艦は「ボロチノ」(戰艦)
 「アレキサンダー三世」(戰艦)「ゼム
 チニョグ」(巡洋艦)外三隻なりと云ふ
 捕虜海軍少將ネボガトフ以下約二千
 備考
 右の外本戦開始以來聯合艦隊司令長官
 直率以外の指揮官又は留櫻の報告に係
 る敵の損害如左

艦種	噸數	擊沈
アソヨール、	巡洋艦	八、五四噸 擊沈
ボロチノ、	戰艦	六、二〇〇噸 擊沈
アレキサンダー三世、	戰艦	五、五〇噸 擊沈
ゼムチニョグ、	巡洋艦	三、七三噸 擊沈
イヅムルード、	巡洋艦	四、二六噸 擊沈
アブラキシ、	海防艦	七、三〇噸 擊沈
カムチヤツトカ、	特務船	七、五七噸 擊沈
イルチツシエ、	特務船	一、一〇噸 擊沈
大形特務船(艦名未詳)		一、一〇噸 擊沈
驅逐艦	三隻	擊沈
驅逐艦	一隻	捕獲
即ち敵の損害を艦種に區別すれば左の如し		

記傳御下殿裁總宮松小故

戰艦	二隻	二隻	四隻
裝甲海防艦	一隻	二隻	三隻
巡洋艦	五隻	二隻	三隻
特務船	二隻	一隻	三隻
驅逐艦	三隻	一隻	四隻

尙ほ捕虜の陳述にある沈没艦三隻は以

民たるもの、豈に悼惜に堪ゆべけむや、左れば 天皇陛下には、殊の外寂慮を悼めさせられ、同十八日より五日間、宮中喪御出され、三日間廢朝、歌舞音曲停止の事を定めさせられ、尙ほ同月廿六日、御本邸御出棺豊島ヶ岡に國葬せらる御年五十有八

陛下は、故一品東伏見宮邦家親王の第八子にして、御生母は鷹司准三宮政熙卿の女、景子の方なり弘化三年丙午正月十六日を以て京師御里坊に御降誕あらせられ豊宮と稱し奉る、御里坊は一に梶井御殿と呼び大内の梅林中にありしも、間もなく御取除となり今は其礎を殘せるのみなりとぞ、弘化五年戊申五月廿七日、御齡三歳の時、御室御所に入らせられ、仁和寺門前下御殿に在らせられしが、猶ほ御童形の儘にて、刑部卿及び御乳人五十君氏御守役として、御側に侍したり、最も御壯健に渡らせられ、醫藥の力は少しも其必要なく、常に五十君氏を召されて山内を御逍遙遊ばされ、時に高尾梅尾等に成らせらるゝとさへありし、嘉永四年五月古例によりて、一旦御里坊に還させられ、仁孝天皇の御養子と定めらる、御養母を新朔平門院と申し奉る、安永五年戊午三月廿三日、御名を嘉彰と賜はり、同月廿七日親王の宣下あり、同年秋九月廿九日、仁和寺御本殿に入らせられ、其夜得度式を行はれ御剃髮あらせられて、更に名を純仁と賜ひ、同六年己未十月十七日直

叙一品の宣下あり、即ち御室御所大内山仁和寺の御開山人皇第五十九代宇多天皇の法皇以來三十世の御門跡にして、一品純仁法親王と稱せらる、時に昇平既に久しく、紀綱漸く振はず、而も外交の事ありて政權動搖し、革命の進運求めずして自ら誘發せられんとする兆あり、當時陛下、少年聰敏にして大志を抱かせられ、皇室の式微と國勢の萎靡とを慨嘆し、修養涵蓄、他年鷹翼の念に堪へさせられず、仁和寺宮諸太夫、矢守尋馬、薩藩の高崎伊勢(正風男)等銳意輔導し奉る所あり

陛下下風に排外攘夷の語る可くして、行ふ可からざるを看破せられ、又幕府の對外政策を錯り、威信地に墜ちて救済すべからざるを憤慨させ玉ひて、此機に乗じ寧ろ斷然皇運を恢宏し、政權を統一するの良策なるを自信あらせられ、先づ海外諸國大政治軍制を講究し、革新の動機に臨みて率先國務に當らむことを期し、竊かに海外御渡航の事を企圖し玉へり、固より秘密の御渡航なれば、經費支出の途なきを以て、對馬 自ら其什資を賈却して僅に千餘金を調へ、高崎伊勢は斷然志を決し、松平春嶽、島津久光に謀り其贊同を得、次て山内侯の家士後藤象二郎、薩摩の藩士島剛藏(宗則)に謀り、大に海外の事情を詳にするを得て密航の議全く定まる、憶はざりき孝明天皇崩御せさせ給ひ、

上の中なるや又は以外なるや未だ詳ならず

捕虜は聯合艦隊主力部隊に於て收容せる二千の外尙ほ一千以上あり

其四 (五月三十日)

五月二十七日午後より翌二十八日に亘り沖の島附近より對陸島附近までの海戦を「日本海」と呼稱す

其五 (五月三十日)

聯合艦隊の大部は前に電報したる如く一昨二十八日午後リアンホルド岩附近に於て敗殘敵艦隊の主力を包圍攻撃して其降伏を受け追撃を中止しが處分に從事中午後三時頃更らに南西方向に敵艦「アドミラルウシヤトフ」の北走するを發見し撃手八雲は直ちに之を追撃し先づ降伏を勸告せしむ敵之に應ぜざりし故午後六時過ぎ已を得ず之れ

を撃沈し其生存者三百餘名を救助收容せり又午後五時北西に敵艦「ツミトリ

一、トンスノイ」を發見し第四艦隊及第二驅逐隊之を追及し日没後に至るまで猛烈に砲撃せしむ撃沈するに至らず夜に入り第二驅逐隊も之を襲撃し其結果不明なりしが昨朝に至り第二驅逐隊は「ツミトリ、トンスノイ」の對陸島の東南岸に擱座せるを發見し目下春日と共に其處分中なり又連日一昨二十八日夕刻對陸島の南方に於て敵の驅逐艦「ビエドゥイ」を捕獲せり同艦には二十七日の戦闘中沈没したる敵の旗艦「クニヤージスタロフ」敵艦隊司令長官ロゼストウエンスキイ中將エンクイスト少將(?)及幕僚以下八十餘名乗移し居しを以て悉く之を捕虜とせり右兩將官は共に重傷なり又千歳は一昨二十

天下諒闇に會し朝野其嚮ふ所を知らず、殿下の雄圖をして一時仰止せしむ、慶應三年丁卯八月、今上天皇踐祚、十月十四日將軍德川慶喜、政權奉還の表を上り、頓て王政復古の鴻業を開創せられ、之と同時に殿下に敕して復飾還俗を命じ、名を嘉彰(後ち彰仁と御改名)に復し、隨身兵仗を賜ひ、更に二品に叙し、議定官に補せらる、是に於て殿下海外遊學の宿志を遂ぐるの好期と思召され、上表允准を乞はせられぬ、其得今も猶御秘録に存す、表に曰く

(上略)嘉彰が報上ノ微志ヲ實行セシムニハ到底机上燈火ノ學問ニ從ハムコト甚ク無覺察候儀今世節ヲ機トシ一身ヲ擲テ相繼シ度左レバ即今海外ニ遊學シ各國ノ事情ヲ目擊心察シテ能ク彼が長短ヲ知リ而後歸朝シテ以テ上ニ奉シ露クハ四方歸仰ノ道ヲ導ク神州ノ稜威ヲ輝スコト勉メシ嘉彰が微志ヲ盡サムト欲スル所也云々

然るに慶喜尙二條城に退き軍兵を大阪に屯するあり、暗雲慘憺、機一髮の間に迫り、殿下外遊の御壯志も勢ひ阻められざるを得ざるに至れり
明治元年正月參日慶喜上洛の先鋒、伏見の關門に薄り、薩藩の戊兵之を遮りて兩軍の激戦となり、戊兵急を京師に告ぐ、是夜廟議、殿下に軍事總裁を兼ね給はんことを決し、四日拜して征討大將軍と爲し、錦旗節刀を授けられ給ふ、天皇殊に紫宸殿の南門に出御あり、殿下は錦袍を穿ち、白笠を戴き、參謀東久世鳥丸兩卿、下參謀高崎伊勢以下幕僚を從ひ、馬上三軍を麾り威風凜凜、臨辭して東門を出で、南門前に於て御前を拜過し、鳥羽へ出發せらる、此夕東寺に次り其本營を置かる、幕軍利あらず、五日幕軍守死奮闘し、官軍殆ど潰走せんとす、偶々殿下、錦旗を樹て陣頭に顯はる、官軍志氣百倍して、戰勢頓に回復し、幕軍遂に敗走す、此日飛丸錦旗の左右に及ぶといふ、七日幕軍鳥羽方面を捨て淀に退く、官軍追撃して淀を占領し、殿下遂に淀城に入り、此夜幕軍橋本に退く、八日官軍橋本を奪し、津藩の一隊幕命を以て、山崎の關門を守れり、大將軍乃ち勅使四條參與をして順逆の利害を説かしむ、津藩俄かに恭順の意を表し、河を隔て、橋本に於ける幕軍の側背を砲撃す、幕軍遂に敗退し、慶喜大阪城を捨て、竊かに軍艦に搭じて江戸に逃走す九日殿下淀川を下る、官軍堤防上に並び進み、殿下の營固に任ず、途中、牧方附近に於て大坂城火を失し、黒烟熾に騰るを見る、十日殿下大坂に入り給ひ、八軒屋に上陸し西本願寺を以て牙營となし、四方を戡定し給ふ、此間錦旗奉行、四條卿をして、四國の各藩を説かしめ、近畿全く平定し、殿下京師に凱旋し、錦旗節刀を奉還せられ、優詔して其功を賞せらる
鳥羽の一戦にて各藩の向背略ぼ定まれり、今後の難問は、如何にして政体の變革を訂盟各國に告知すべきかにありしなり、是に於て廟議更

八日朝北航の途上敵驅逐艦一隻を發見して之を擊沈し新高及叢雲は同日正午頃竹邊灣附近にて敵の驅逐艦一隻を擊破して擱岸せしめたる報に接せり
今迄に得たる諸報告及捕虜の言を綜合するに二十七日より二十八日に亘れる戰闘に於て擊沈し得たる敵艦は「クニヤージ、スワロフ」、「アレキサンダー三世」、「ボロヂノ」、「ツミトトリ、ドンスコイ」、「アドミラル、ナセーモフ」、「ウラジミール、モノマフ」、「ゼムチユグ」、「アドミラル、ウシヤークン」、假裝巡洋艦一隻驅逐艦二隻にして捕獲艦は「ニコライ一世」、「アソヨール」、「アドミラル、アブラキシン」、「アドミラル、セニヤークン」、「ビエードウイ」の五隻なり尙ほ捕虜の言に依れば敵の戰艦「オスラービヤ」は二十七日午

日露戰爭大本營公報

四四四

に殿下を拜して外國事務總裁と爲し、三條東久世兩卿を副總裁に、岩倉、後藤兩氏を下參與に任ず、會々備前藩の兵、兵庫に於て英、佛の兵と衝突したるを以て、東久世卿をして之を處辨せしめ、卿は吉井、寺島の兩氏を督して、大に辯論處斷する所ありたり、十五日、主上御元服の典を行はせ給ひ十七日太政官々制を定む、此日殿下陸軍事務總督に任ぜられ、二月東海東北陸三道御親征の儀仰出され、薩長以下二十餘藩の大兵東下す、三月軍駕親征、京を發して大阪に幸す、殿下兵部卿に任ぜられ、京に留まりて専ら軍防機務を辨理せらる、敕して帶劍を授く、四月十二日、軍務局督を免ぜられて、函館裁判所總督となる、即日之を辭し、更に軍務事務局督を仰付けられ、閏四月廿二日、軍務官知事に任ず、既にして北越の賊兵、勢ひ甚だ猖獗、官軍爲めに遠巡の色あり、六月十四日殿下新に會津征討を仰付けられ、越後口總督に任じ、同廿二日錦旗節刀を賜はり京を發し給ふ、これを殿下出征の第二次とす、道を越前に取りて進む、偶々越前藩 帆船富有九教賀にあり、總督官幕僚を率ゐて之に投ぜらる、海上颶に遭ふて駛行矢の如く、須臾にして柏崎に達す、風濤益甚だしく岸に上るを得ず、殿下衆を督して小艇に移らせらる、艇、岸に激して忽ち破碎し、殿下以下辛うじて身を以て免る、既にして官軍來り加り、西郷隆盛等と共に

後三時四時の交大破の後沈没し又「ナワロン」も沈没せりと云ふ其外第三戰隊は同日日没頃敵艦「アルマーズ」が進退自由を失ひ將に沈没せんとするを目撃せしと云ふも暫疑を存し未だ報告に接せざる二十七日日没後より決行したる我驅逐隊水雷艇隊襲撃の成果と共に之を後日に調査報告せんとす
我艦隊諸艦艇の損害に就ては未だ詳細の報告に接せざるも本職の視界内に在りしものには一つも大破したるものなく何れも尙ほ作戰任務に従事しつつあり死傷も未だ調査に暇なきも第一戰隊に於て將校以下四百餘名あり
依仁親王殿下は御無事に在らせられ三須司令官は二十七日の海戦に輕傷せり

其六 (五月三十日) (午後發電)

「オスラービヤ」(戰艦)、「ナワロン」(戰

日露戰爭大本營公報

四四五

親兵及び諸藩の兵を督し、柏崎を以て征討大本營と爲し、攻伐折衝、四たび月を閉し十一月凱旋、同四日事を奏上し錦旗を返上し給ふ、次て其功を賞せらる、是に於て殿下諸般の重任を辭し、外國に趣きて、専ら軍事を講修せむことを奏請せしも、朝議之を允さず後三たび上表、二年十二月に至り、始めて閉石され、外國に於て軍學修業の希望神妙の至り云々の御沙汰あり、三年二月一日東伏見宮と御改稱、其年十月八日、外國勸學願の通り被聞召、英國へ被差遣旨御沙汰あり、殿下茲に歐洲視察の御希望を達し玉ふことを得たり
同年十月十二日、殿下ビーオー會社の汽船に搭じ、決然御征途に上らせらる、偶々佛國爭亂の後に中るを以て、マルセーユの航路を避け、十二月九日、英國サウサンプトン港に御着あり、隨員は三宮、河嶋(醇)、押小路、西の四氏、菊池大麓は通譯として、英國公使館書記アストンは教導として一行に加はれり、四年一月三日殿下には、烏帽子直衣の御裝束にて、倫敦宮殿に女皇陛下に御對顔あらせらる、これ我皇族の歐洲帝王と握手ありし初めなり、五年一月、英國皇太子ウエーリス殿下の病氣平愈祝祭を、セントポールス會堂に執行せられ、女皇陛下に幸に際し、殿下特に御参列ありき、既にして父宮邦家親王薨去の事あり、同十月廿六日、亞米利加を経て御歸朝の止むを得ざるに會

艦)の沈没は確實なりと認む

備考

戦艦「シナイウエリキ」も亦二十八日午前沈没せるの確報に接せり故に敵の損害を計算すること左の如し

▲撃沈

- 戦艦「スワロフ」 一三、五二六
- 同 「アレキサンダー三世」 一三、五二六
- 同 「ポロヂノ」 一三、五二六
- 同 「オスラービヤ」 一三、五二六
- 同 「シナイウエリキ」 一〇、四〇〇
- 同 「ナワリシ」 一〇、二〇六
- 巡洋艦「ナセーモン」 八、五三四
- 同 「ドンスコイ」 六、二〇〇
- 同 「モノマン」 五、五九三
- 同 「スウエトラーナ」 三、七三七
- 同 「ゼムチユイグ」 三、一〇三
- 海防艦「ウシヤコーフ」 四、二二六

す、此時我國始めて徴兵の制を布き陸海軍諸學校を起し、學修を經るにあらざれば、何人も將校に任用せられざるに至れり六年十月殿下上表あり、曰く

歐洲各國ノ制ヲ鑑ミルニ皇族華官ハ必ズ幼少ヨリ身ヲ兵艦ニ委テ兵學操練ヲ攻習シ始メテ下級將校トシテ階級ニ服シ逐次實験ヲ重メルニ從ヒ階級進級スルヲ例トス皇形已ニ川リニ大官重任ヲ辱フスト雖モ白面無識ノ少年ニ過ギテ願フハ一個ノ武將トシテ先ツ初級ノ勤務ニ服シ逐次經驗ヲ積ミ報效ヲ計ラシム

全十一月軍務修習、願の通り被開召、直に陸軍少尉に任ぜられ、實に皇族官に將校に就くの嚆矢なり、全七年二月佐賀の變あり、西海の艦艇容易ならず、因て全月廿三日殿下の本官を免じ更に征討總督に任ぜらる、三月一日勅諭あり、殿下に委するに名古屋以西四鎮臺の兵馬を區署し、沿道諸縣の士民招募編成等便宜處分の權を以てせらる、全月廿七日勅諭あり、四月廿四日凱旋、功を以て九月廿三日、陸軍少將に轉任せらる、全卅一日、勅諭に叙し賞牌を賜ふ、九年六月十三日、陸軍戸山學校長仰付らる、十二月十八日議定官を兼任し、全十年三月十三日東京鎮臺司令官を兼勤す、此年西南の役起る、殿下は五月廿九日新選旅團司令官を兼勤せられしが、全七月十二日専ら全長官に任じ、旅團諸隊を引率し、肥、薩、日、隅の間に轉戦あらせらる、十月卅日旅團を解除し、十一月十一日勅諭あり、其功を賞せられ金參千圓

特務船「カムチヤツトカ」 七、二〇七

同 「イルチツシニ」 七、五〇七

驅逐艦 三、二隻

▲捕獲

戰艦「アリヨール」 一三、五二六

同 「ニコライ第一世」 九、五九四

海防艦「アブラキシン」 四、一三六

同 「セニヤウイン」 四、九六〇

驅逐艦「ビエドワイ」 三、五〇〇

即ち敵の損害を艦種に區別すれば左の如し

撃沈 捕獲 計

戰艦 六隻 二隻 八隻

巡洋艦 五隻 五隻

海防艦 一隻 二隻 三隻

特務船 二隻 二隻

驅逐艦 三隻 一隻 四隻

總計 十七隻 五隻 二十二隻

を賜ふ、十三年三月一日陸軍中將に任ぜられ、近衛都督となり給ふ、十四年二月五日、特旨を以て世襲華族に列せらる、十五年十二月七日大勲位に叙せらる、十二月廿八日、東伏見宮を小松宮と御改稱せられ更に彰仁と御改名せらる、十九年八月十一日、軍事視察として、凡そ一ヶ年を期し歐米各國御歴遊の途に上らせらる、殿下が各國周遊中、二十年三月勅命を奉じて、獨逸ウキルヘルム老帝誕辰祝賀式に御参列全年六月中旬、英國治世五十年の祝典を擧げさせらる、に際し、殿下は更に勅命を奉じ、御参列英京倫敦、宮城に於て女皇に御對顔、二十年御歸朝の途次、暹羅國皇帝を訪問あらせられ全十二月五日東京に御歸着あらせらる、廿三年六月七日更に陸軍大將に任ぜられ、廿四年十二月、近衛都督を改めて、近衛師團長と稱するや、全月十二日全師團長に補せられ、廿六年四月七日、第四回内國勸業博覽會の總裁を戴かる、全十一月賞勳局官制の際、全月廿二日更に議定官に補せられ給へり

廿七八年の交、我が天皇陛下下府愆の師を起し滿韓の野に出征し給へることあり、當此有栖川宮熾仁親王殿下、參謀總長の要職にありしが事局未だ終を告げざるに、遺骸殿下の薨去を傳ふ、小松宮殿下即ち其後を繼かせ給ひ、廿八年一月廿六日御就職廣島大本營にある陸海全軍

噸數總計 一五三、四二二噸

右の外巡洋艦「アルマース」(三、二

八五噸)は沈没の疑あり

捕虜中將ロゼストウエンスキー、少

將ネボゴトフ、少將エンクイスト

(?)以下三千餘名)大本營海軍幕僚

其七 (五月三十

日)其後續々到達せる麾下各部隊よりの報

告を綜合するに敵の戦艦一オスラービ

ヤは二十七日海戦の初期に大破して

隊列を脱し午後三時過第一に沈没した

ること確實なり又戦艦「シソイウエリ

キー」巡洋艦「アドミラルナヒーモフ」

及「ウラジミール、モノマフ」は已に二

十七日の夜戦に撃破せられたる後同夜

我驅逐艦水雷艇隊の亦雷攻撃に大破し

全く戦艦航海力を失ひ對馬附近に漂流

し翌朝に至り我假裝巡洋艦信濃丸八幡

の指揮職務に任じ甚だ勤勞せらる、三月十六日勅語あり

朕が征清ノ陸海軍漸ク其歩ヲ進メ既ニ作戦一期ヲ経過シ今將ニ第二期ノ作戦ヲ開始セシム

スルニ方々征清大總督ヲ命ジ戦地ニ前進セシムルノ必要ヲ認ム因テ朕今卿ニ任シ委スルニ

出征全軍ノ指揮ヲ以テシ假スニ臣下將官以下任免補叙ノ權ヲ以テス夫レ朕が意ヲ休シ往テ

亦ニ從ヒ以テ我國威ヲ宣揚セヨ

御沙汰也

今般大總督府ヲ戦地ニ前進スルコトヲ命ジ大本營中作戦ニ必要ナル諸機關ノ一部ヲ從屬セ

シム

廿八年四月十三日、大總督府前進につき、宇品港御出帆清國旅順口に

向はせらる五月十三日武功審査委員を命ぜられしが媾和條約の成立と

全時に凱旋せられ、全月廿一日御歸朝、八月五日功二級に叙し、金鵄

勳章並に年金一千圓を賜はる、殿下凱旋の後は専ら軍防の機務と、兵

備を充實に拮据經營あらせられ、業務其緒に就くに及んで、卅一年一

月廿日大長川上中將を薦めて參謀總長の後任とせられ、全日本職を免

ぜられ、武官の最大名譽たる元帥府に列せられ、特に元帥の稱號を賜

はる、卅五年大不列顛國皇帝皇后兩陛下戴冠式の舉行せらるゝに及

び、我が皇室は殿下を差遣して參列せしめ、又殊に軍艦を派遣して參

艦せしめらる殿下は年齡五十七の御身を以て、三たび萬里の波濤を

凌ぎ全年四月十九日御出發、殿下の英京倫敦に入らせらるゝや、英皇

室は貴賓として特別の歡待を以て迎へたりしに、偶々御不例の事あり

九臺南九佐渡丸等之を發見して將に

捕獲せんとせしも幾何もなく皆沈没せ

り其生存者約九十五名は右假裝巡洋艦

及び沿岸民家等に收容せられたり又た

戦艦「ナツリン」は二十七日日没後我水

雷艇隊攻撃の結果水雷四發命中し沈没

せること其生存捕虜の言により確實な

り又敵の巡洋艦「スウェートラー」は二

十八日午前九時頃竹邊灣沖に於て新高

音羽の一隊に發見追撃せられ遂に撃沈

せられたりとの新高艦長の報告に接す

其他敵艦「アウローラ」「アルマース」も

二十七日夜の我水雷攻撃の爲め撃沈せ

られたるの疑あり又前報告撃沈敵艦中

に「ゼムチニョグ」を算したれども稍疑

あるを以て正確の調査を了るまで暫ら

く之を取消す

茲に報告するところと前電報告せると

祝典事は未だ定まらず、是に於て殿下は佛、獨、伊の各國を巡遊し、

更に露都に入て皇帝陛下に御對顔、夫れよりモスコイに出で、西伯利

亞鐵道に依りて、八月廿一日旅順口に入らせらる、此間沿道住民は、

非常なる歡迎を以て殿下を迎へ、露國皇帝は特に侍從を隨行せしめら

れたりき、かくて殿下は旅順口より帝國軍艦八雲に搭載せられ、全月

廿日御歸京遊ばさる、卅六年一月卅一日請願により、小松宮繼嗣を止

めさせられ、依仁親王をして東伏見宮に分立、今年二月十八日薨去あ

らせ給ひぬ

上來列記する所のもの、是れ殿下の經歷の一端なり、而して殿下の御

美德として、稱へ奉ること數多ある中に、日本赤十字社總裁としての

御閱歴は、吾人の特に拜承する所にして、社員八十餘萬人の爲めにす

るは勿論、下萬民の爲めに記し奉るは、洵に恐れ多き業なれども、殿

下を仰望するの情は、抑へんと欲して抑ゆる能はざれば、茲に其閱歴

の一斑を記し奉らむとするなり、抑も殿下は、赤十字社が去る明治十

年西南の戦亂に際し、博愛社の名を以て創立せられたる時、總長に推

戴し奉りし所にして、當時殿下は新選旅團長の御職務を帯び、賊徒征

討の事に従はせられしが、博愛社の趣旨を指示して大に之を嘉賞し、

且の社員等の請を允し給ひて細島の陣中より遙に左の親翰を故佐野社

記傳御下殿統總宮松小故

ころを綜合すれば敵艦隊の主力たりし
戦艦八隻裝甲巡洋艦三隻及裝甲海防艦
三隻は悉く撃沈又捕獲せられ其手足
たりし二等巡洋艦以下も大部分撃滅さ
れたるを以て此一戦に於いて敵艦隊は
事實上已に全滅に陥せり我艦隊の損失
に付ては其後の報告により二十七日の
夜襲に際して三十四號艇三十五號艇及
六十九號艇の三隻が敵の防禦砲火に撃
沈せられ其乗員の大部分は僚艇に救助
收容せられたるの外損失と認むべきも
のなく驅逐艦以上は其の損害の程度豫
想外に少く一として今後の戦闘航海に
支障あるものなし若夫れ麾下將卒の死
傷に至りては對戦の後初より其多數を
豫期したるに其後の死傷報告比較的
僅少にして今日の所之れを八百以内
算す是等死傷報告は到達次第着々電報

長並に大給前副社長に寄せられたり
先以御掃愈御儲蓄の由欣賞此事に候陳者博愛社結盟の機運日旺盛に立至り候而已ならず既
に宮内省より殊恩を以て金閣下賜せられ候旨必竟夫人共に社員忠愛の素志を助くるの致す
所と御同様に感佩に堪へず然るに今般花輪を以て御示諭の趣拜奉、嘉彰不肖本社總長の任
に堪ざる職と省慮候へ共同志諸彦の推舉を固辭するも本意に無之隨て承諾致候御詳細は歸
京の後と此段及御報答候秋の候折角御自愛是所候不宣
明治十年九月十三日
東伏見嘉彰

大 給 恒殿
佐野 常 民殿

斯くて戦亂叙り、殿下にも御歸京あらせられければ、其歲十二月四日
始めて博愛社に台臨あらせられ、社員一同に左の諭詞を賜はりたり
二處見島島島起ア王師ニ抗スルヲ戰争日夜ヲ分メ殺傷頗ル多ク其慘狀百ニ忍ビザル
モノアリ是ニ於テ乎諸君恤兵ノ熱心ヲ發シ報國ノ義務ヲ執リ奮起此ニ博愛社ノ學アリ固
存スル所能ク天人ヲ感動シ上九重ノ恩賚アリ下草野ノ寄附アリ社業旺盛致テ千戈ノ間ニ
致シ創興ヲ救済スル少小ナラズ諸君ノ拮据塞トニ風フハ門國家ノ興事焉ヨリ大ナルナリ嘉
彰不肖ナリ以テ諸君ノ推舉ニ遇ヒ日本社總長ノ任ヲ受ク罪才致テ當ラズト雖モ之ヲ辭スル嘉
ノ素志ニ背クモノアリ因テ暫ク其任ヲ預クセリ諸君宜シク心ヲ一ニシテ力ヲ協シ嘉彰ト共
ニ本社水陸ノ基礎ヲ立テ其結集ヲ強大ニシテ以テ結盟ノ主旨ヲ達スヘシ是嘉彰ノ致テ諸君ニ
冀望スル所ナリ
爾來博愛社が歳々新年開社の式を擧ぐる毎に、殿下には必ず台臨あら
せられて、懇篤なる御諭旨を賜ひ社員を御督勵あらせられ、其後十

記傳御下殿統總宮松小故

し可成速に家族の慰安を努めんとす今
回の海戦彼我海軍共に殆ど其全力を揮
げて對抗し戦場の局面頗る宏大なりし
のみならず當日の天候涼氣深くして砲
煙煤煙を混ぜざるも尙展望五里以外に
及ばず爲めに畫戦に於ても麾下各部隊
戰態を本職の眼界に置くこと能はず加
之戦闘二晝夜に亘り麾下各部隊は各方
面に離散せる敵を追撃し今尙戦後の諸
任務に従事せるものさへあれば全軍の
戦闘詳報に至りては尙ほ數日の後に非
ざれば進達すること難し
其八 (五月三十一日)
敵艦「ドミトリ、ドンスコイ」の生存
者を收容して本日午後歸合したる春日
艦長の報告に據れば「ドンスコイ」は
一昨二十九日朝排水を中止し「キング
ストン」を開き自から沈没し其乗員は

九年八月軍事觀察として、歐洲御巡遊の途に上ぼらせらるゝこととなり
しかば、御不在中總長の任を有栖川熾仁親王殿下に御依託あり、然る
に博愛社は翌廿年五月社則を改め、社名を現在の日本赤十字社と改稱
し、長くも 天皇々后兩陛下御眷顧の下に立つの光榮を得て、萬國赤
十字中央社と交通を開くこととなりしが殿下は其年十二月歐洲より御
歸朝ありて、直に日本赤十字社總長の任を領せられ、引續き嘉去に至
る迄其任に當らせられたることは世人の熟知する所なり。
斯く殿下が社事を提舉せらるゝ廿有五年の久しき、終始一日の如く常
に台慮を社業の擴張に注がせらるゝは申す迄もなく、毎年開かるゝ地
方官會議に際しては必ず同社の支部長たる地方長官に謁見を賜え、且
つ懇に社業の方針を諭示せられ、地方を御獎勵あらせらるゝこと一
回だも怠らせ玉ふことなく、殊に地方支部にて社員總會若くは役員總
會を開くに當りては、何時も社員の請を容れ玉ひ寒暑風雨、扱ては險
路僻遠の御厭ひもなく、台臨あらせらるゝこと殆どと尊厳なしと申し
奉るも愚かにて、遂に台臨の機を得られざりしは、全國僅かに二三
縣のみ、而して殿下は常に皇室と人民とを接近せしめらるゝことに台
意を用ひさせ給ひければ地方御出張の際には必ず其土地の在郷軍人及
び勤王家の子孫又は軍人の遺族を召させられ懇篤なる御諭示を賜ひ、

盡く鬱陵島に上陸したるものにして同艦の生存者中には沈没敵艦「ラスラビヤ」及驅逐艦「ブライヌイ」よりの收容者あり右「ブライヌイ」は二十七日午後敵の旗艦沈没の前司令長官ロゼストウエンスキー以下幕僚を收容し此の際一彈を受け尋て「ラスラビヤ」乗員二百餘名を收容したるも航海困難なるを以つて司令官以下幕僚を僚艦「ビードゥイ」に移つし北方に遁走中二十八日朝「ドンスコイ」に邂逅し其乗員を悉く該艦に移し「ブライヌイ」は自ら沈没せりと云ふ「ラスラビヤ」生存者の言に依れば同艦は二十七日戦闘の初期第一の命中彈を司令塔に被り司令官「ブエルグザム」直ちに戦死し次いで連續慘烈なる集彈を被り午後三時過ぎ僚艦の間に沈没せりと云ふ又「ドンスコイ」生存者の言によれば二十七日

且つ天皇陛下が軍人を股肱とし玉ふの聖慮、並に皇后陛下が軍人の傷痍を恤み玉ふ慈愛の廣大無邊なることを示し給ひ、以て民心を鼓舞獎勵あらせられしかば、國民の忠愛心を發揮すること、實に非常にして、殿下の一度び台臨あらせらるゝや、必ず數千の入社員を出さるなく、日本赤十字社が現今八十有餘萬の多數社員を有するに至りたるも、職として殿下が御盡力の效に由らずんばならず、明治廿九年七月長野縣の赤十字總會を信州松本に開きたるや、瀛軍は未だ上田迄通ずる而已にして、上田より保福寺峠を越へ給ふに、此時は人力車を通ずべからず、殊に道は雨後泥濘、通常人に於ても行歩頗る困難なりとす、然るに殿下は往復とも御步行遊ばされ、恐れ多くも御軍袴は赤土にまみれたりし、此の時石黒男爵殿下に陪隨し、その御軍袴を見て如何にも恐縮に堪へず、斯く御難儀をかけ奉ること、何もと恐れ入り奉ると申し上げしに、殿下は笑を含ませられ、「いや自分は赤十字社事業を補助する輩を獎勵する爲めには、斯斗りの難儀は苦とも思はざれども、一萬有餘の來會者は自分に勤められて、來るのに此難儀をするは如何ぞや」と仰せられしといふ、殿下がいかに慮を赤十字社事業に注がれしかは之を以て知るべし。

「ブライヌイ」はロゼストウエンスキー乗艦の上浦港に到達せる旨露國に於て公表せりと噂あるものなり
其九 (六月一日 午後三時)
一昨三十日北方の追撃より歸り直ちに南方の搜索に赴きたる整手八雲の一隊は只今(六月一日午後)歸着せり同隊は鳥島附近より上海航路の兩側を隈なく搜索せしも遂に敵影を見る能はざりしと云ふ又鳥村第二艦隊司令官(整手坐乗)の報告に依れば廿七日の海戦中午後三時七分敵艦「セムチューグ」が發

のバヌラングセ殿下、伊太利のコントドチエラン殿下、獨逸のハインリヒ、殿下、丁抹のマルデマル親王殿下清國の載振殿下等の外國皇族にして、赤十字社の名譽社員を領せられたるが如き、孰れも皆殿下の御勸誘に依らざるはなく、赤十字社が益海外に信用を博するに至れるもの、殿下の御力に由る少なからず、切赤十字社の施行せる救護事業の一斑を擧ぐれば、内には西南の戦亂を初め、磐梯山の破裂、愛岐兩縣の震災、三陸海嘯等の大震災あり、其他の小災に至りては枚舉に追あらず、又外には廿七八年の戦役、及び卅三年の清國事變あり、此等の戦争及び震災に於て、患者を救護すること約十有餘萬の多きに上り、殊に清國事變に於ては、迅速に博愛弘濟の兩病院船を裝置派遣して内外國人の傷病軍人を救護し、以て中外の稱讚を博したるか、此等數回の救護に際し、殿下には金枝玉葉の御身ながら、聊かも其勞を厭はせられずして、親しく救護員を御音勵あらせられ、或は患者を御慰問あらせらるゝ等、社の爲めに盡させ給ひしかば、孰れも其御盛徳慈恩を仰かざるはなく、患者は感泣して益々國に盡さむことを思ひ、救護員は愈々奮勉して一身を犠牲に供するも顧みざるの念を起すに至りし、赤十字社が救護を行ふ毎に美果を收め得たる所以のもの蓋し偶然にあらざるなり。

手の前面約三千米突に於て同艦の猛射に遭ひ約一分時にして沈没せしこと確實なりと當時該艦火災に罹り其騰煙海面を掩ひ我他の諸艦よりは「ゼムチエグ」沈没を目撃する能はざりしを以て先に暫く疑を存し置きしものなり

其十 (六月二日 午後特電)

敵の特務艦船中去二十七日の海戦に撃沈されたるは假裝巡洋艦「ウラル」運送船「イルチツシユ」工作船「カムチヤツトカ」外一隻なり右一隻は敵艦隊が給炭用として随伴したる曳船二隻中の一にして捕虜の言により其の沈没したるを知れり

海戦當時戦場に現在せし敵の艦船中今日迄に其の行衛不明なる者は二等巡洋艦「オレグ」「アウローラ」、三等巡洋艦「イズムル」「アルマーズ」特務艦

殿下性度温順にして、上に奉ずる恭謹、人に接する藹如たり、之に加ふるに一事を修めらるれば必ず其奥義に達せざれば己まざるの風あり、故に文學は勿論、兵法軍制より、詩歌、書畫、音楽、茶儀の未技に至る迄、皆拔群の域に達せられし、これ豈に尋常人の企て及ぶ所ならひや、殊に殿下は大日本農會、水産會、武徳會等に總裁あらせらるる事業頗る多く、何れも好果を收めざるなしと雖も、最も赤十字社の事には終始、慮を注がせられ給ひしこと、以上叙述せる所の如し、而して赤十字社の救護準備は、陸軍の十三師團と、海軍の四鎮守府とに對するものなるか、今や救護人員の養成及び救護材料は、殆むと其半數を超え、社員は八十有餘萬、歳入は二百餘萬圓を有する他に比類なき大團體となり、東洋の私社を以て海外先進の各社と並馳して、敢て遜色なきに至れるは聊か以て國の光を發揚するに足るべし、是れ必竟上は皇室御眷顧の隆渥なると、下は國民忠愛心の深厚なるに因ると雖も、亦殿下が廿有五年一日の如く、社事に盡されし賜物と謂ふべし、殿下の御功績は、實に赤十字社の史上を照らし、赫々として不滅の光明を放たるべきを信する也。(明治廿六年十月魯龍作之)

故佐野社長の小傳

嗚呼日本赤十字社々長勳二等伯爵佐野常民君は、近年多病なるにも不拘、夙夜勵精、社務を統督し居られしか、天歳を假さず、遂に廿五年十二月七日午後五時卅分、病革りて、親族知友圍繞の裡に瞑目せられ、越えて十二日午後一時、神葬式を以て青山墓地に葬る嗚呼、哉享年八十有一。

三隻、驅逐艦二隻、曳船一隻にして其他は悉く撃滅又は捕獲せられたり右殘艦中「オレグ」「アウローラ」は二十七日の海戦中我第三戦隊、第四戦隊の射界間に入り時々火災を起せしを目撃したるを以て假令殘存せりとするも其戰鬥力の回復には多數の日子を要すべしと信す

備考 工作船「カムチヤツトカ」外一隻とある一隻は「ルス」特務船三隻の内一隻は「コニア」曳船一隻は「スロイヤ」なるべし

平和の曙光

戦局の形勢全く定まり亦た動かす可らざるものあるを以て米國政府は日露兩國が此際媾和談判を開始せんとを希望し其旨帝國政府へ申込來れり

伯は佐賀藩士下村三郎左衛門元贊の五男にして、舊名麟三郎、次て榮壽、後又榮壽左衛門と改む、文政五年壬午十二月廿八日生る、幼時佐野常徴に養はれ其家を繼ぐ、伯幼より俊才あり、長ずるに及びて、藩主鍋島開叟公の信任を受け、群臣より拔擢せられ頗る重用せらる、故に群臣より非常に嫉妬を蒙り、屢々危地に陥りしことありしか、毎に公の爲めに掩護せられ、益々寵を得て、特に藩の海軍創設に就き經營を命ぜられ専ら其事務を幹理せられき、後ち慶應三年、西曆にて千八百六十七年、ナポレオン第三世の時代に當り、佛國巴里博覽會開會に際し、幕府に於て國の産物を出品することとなり、鍋嶋藩にも其出品を命ぜられぬ、當時伯は開叟公の旨を奉じ、一方には勸業上の用務と、一方には軍艦製造の用務とを帯びて、佛國に渡航し大に盡す所あり、明治元年歸朝の上藩廳軍務局副官に任じ、海陸兵務を兼掌す、三年三月兵部少丞に任じ、日本海軍の基礎に與て力あり、同十二月工

其顛末に關し外務當局者は十日午後六時市内各新聞社員に左の文書を交付したり

在本邦米國公使は本月九日附を以て帝國外務大臣に對し左の照會をなせり

本使は國務長官の電訓に従ひ閣下に對し左の通牒をなすの光榮を有す

大統領の所感を以てすれば今や人類一般の利益の爲め目下の慘憺たる且痛歎すべき戰爭を終局せしむるに能はざるかを見んが爲め大統領に於て努力せざるべからざる秋方に至れり

合衆國が日露兩國と友好親善の關係を保つや久し合衆國は此兩國の繁榮福祉を祈ると共に此の二大國民間の戰爭に依り世界の進歩阻礙せらるゝを感ず

故に大統領は日露兩國政府に於て兩

日露戰爭大本營公報

四五六

部省出仕仰被付、四年五月工部權少丞に任じ正七位に叙せらる、同八月工部少丞に任じ、幾くもなく、工部大丞兼燈臺頭に進み同十二月從五位に叙せらる、五年五月博覽會副總裁に任じ、辨理公使を兼ねて再び渡歐し、大に日本の工業を世界に紹介せらる、同七月議官に任じ同十一月從四位に叙せらる、十一年六月勳二等に叙し、十二年十月中央衛生會會長被仰付、十三年二月大藏卿に任じ、同五月正四位に叙せらる、同六月内國勸業博覽會事務副總裁被仰付、同十一月内國勸業博覽會審査總長となる、十四年十年元老院副議長に任じ、十五年八月内國勸業博覽會出品審査長被仰付、同九月元老院議長に昇進し、同十一月勳一等に叙せらる、十八年七月來る二十三年東京に於て亞細亞博覽會開設に付該會組織取調委員長被仰付同十二月宮中顧問官に任じ、十九年十月從三位に叙し、廿年五月特旨を以て華族に被列、勳功に依り特に子爵を授けらる、廿一年四月樞密顧問官に任じ、同十二月正三位に叙せらる、廿五年七月農商務大臣に任じ、同八月再び樞密顧問官となり、廿八年十月勳功に依り特に伯爵に陞る、同十一月明治廿七八年從軍記章授與、同十二月從二位に叙せらる、廿九年五月農商工高等會議會長被仰付、卅四年二月、八十歳の高齡に付思食を以て御紋付御杯一組

國自己の爲めのみならず文明世界全體の利益の爲相互間に直接の媾和談判を開始せんことを切望す

右媾和談判は全然兩交戰國間に於て直接に之を行ふべく換言すれば即ち日露兩國の全權委員は何等仲介者を設けずして會見し以て此等兩國の代表者に於て媾和條件を協定すること能はざるかを見るに至らんこと是大統領の勸告する所なり

大統領は熱心に日本政府に請ふに同政府が此際如上の會合に同意せんことを以てし又露國政府にも等しく同意を求めつゝあり

大統領は媾和談判其ものに關しては何等の仲介者を要するを見ずと雖も若し兩關係國にして會合の日時及場所に關し豫議を整ふるに付大統領の

日露戰爭大本營公報

四五七

酒肴料金廿五圓下賜卅五年十二月七日特旨を以て位一級を進められ、正二位に叙し桐花大綬章を授けられ給へぬ。

上來は伯が經歷の大略なりとす、而して吾人が今茲に特筆せむと欲するものは、伯が國家の元勳を以て顯要の職にあり、公事鞅掌の間、彼の明治史上を照すべき赫々たる事業即ち我赤十字社の事業を統督し、卅五年一日の如く盡瘁せられたるの功績にありとす、抑も伯は、我赤十字社の創業者にして、長く其社長として成績大に擧り、竟に現下の旺盛に至らしめたるものは、固より上 聖上兩陛下の殊に眷念を垂れ給ふあり、故小松宮、同妃兩殿下を始め奉り廟堂貴顯の贊助は下萬民の同情を促したるに依ると雖も、亦實に伯が後半生の心血を斯業に披瀝したるに依らずんばあらず、願ふに、明治十年西南騷亂の際に在て官賊兩方死傷算なく慘狀を極むるの時に當り、伯慨然、大給子爵と共に、進て博愛社を創設し、彼我傷病者の看護救療に従事せしめたり、是れ實に我が赤十字社基業の隆る所にして、爾來非常の熱心を以て、社旨の普及を圖られ、寒暑風雨、險路僻遠をも厭はず、各地に奔走して机席殆ひと暖かなるの適なし、是に於て社員日に加はり、月に増し、社資亦増殖を得、遂に廿七八年の戰役、及び卅三年の北清事變に救護の業務を實施して、内外人の稱讚を博し、又博愛弘濟の二病院船を製

力を假ると利ありとするに於ては大統領は正當に爲し得る限り何事にも欣然其任に當らんとす然れども右の豫議とても若し兩國間直接に又は其他の方法を以て之を整ふることを得ばは大統領に於て固より優る所なり何となれば大統領の目的とする所は唯文明世界全體が依て以て平和を來さんことを購るべき會合の成立に外ならざればなり

本使は此機に附し云々

右に對し帝國外務大臣は本月十日附を以て左の回答をなせり

本大臣は國務長官閣下の電訓を通牒せられたる本月九日附貴輪を受領するの光榮を有す尙ほ帝國政府の覆答として左の趣を貴國政府へ電致せられんことを請ふ

帝國政府は貴輪に肥述せられたる合衆國大統領の勸告に對し極めて慎重なる考量を加へたり是其發言者と共に内容とに顧み素より當然に屬す

露國との平和は其確實を充分に保障するに足るべき條件の下に復立せんことは世界の利益の爲め將又帝國の利益の爲め帝國政府の希望する所なるを以て帝國政府は大統領の勸告に應じ全然兩交戰國間に於て直接に媾和條件を商議決定するの目的を以て相互の意に適し且つ便宜と認めらるべき日時及場所に於て露國全權委員と會合せんが爲め帝國全權委員を任命すべし

本大臣は此機に附し云々

造して、大に其功を擧げたり、此他百般の施設遠策なく、今日の發達あらしめたるは、一に伯が苦心經營の結果に非ざるはなし、是より先き、伯は社事を以て京都に趣かるゝや、途中病を發し、爾後健康其奮に服せず、多く病床にありしも、其精神は曾て少しも衰へず、日夜心を社務に勞し、事を見ること平日の如く、易費に先づ數日、尙副社長及理事を會して、社業の整備を訓諭し、殆むど病の其躬にあるを忘るゝものゝ如くなりしと云ふ是豈に尋常勤勉忍耐を以て能し得べけむや、寔に忠愛の篤き至誠天性に原つくの致す所なり、且つ伯爵は、赤十字社長の外、日本美術協會々頭の職を兼ねられたりしが、同協會は、伯の薨去數日前即ち卅五年十二月二日天皇陛下の臨幸を仰ぎて各美術品を觀覽に供し奉れり、時に陛下には同會頭佐野伯が積年の盡瘁に依り、同會今日の盛況を見るに至りたるを御満足に思召さるゝ旨の御沙汰あり、特に同伯へ金五百圓を下賜せられたり、伯は老体の故を以て、此日式場に出席されざりしが、聽て畏き恩命の降りたるを傳へらるゝや、衣冠儼然、始終起立の儘之を拜受し、其狀いかにも聖旨の温きに感したるものゝ如く、感極つて額邊に發汗するを見受けたりといふ、伯が性來いかに至誠奉公の情に深かりしかは之を以て知るべし。

伯爵、天性温厚謙遜にして苟もせず、人に接する極めて慈愍なり、而か

かも誠意實質、眼中貴賤尊卑の別なく、唯々國家將來の事而已、故に何人を問はず、社員なれば直に延見せられ、毫も城壁を設けず、懇々社業の爲めに盡されむことを依頼して止まず、是を以て一たび伯に接するものは、皆一種の感化を受け、社業の爲めに盡瘁するに至る、是れ所謂至誠人を動かすものならむか、伊藤侯會て曰く「佐野さんは逢ふ毎に一つの事を妮々千萬言語り續けられ其時は甚だ閉口するが後て考ふると至極尤もて敬服せざるを得ぬ」と又大隈伯の如きも伯が十年一日の如き堅志に深く感服せられしとぞ、日本赤十字雜誌中、故佐野社長の面影と題し、伯の逸事あり、左に其重なるものを轉載して以て本傳を補はむ。

▲故佐野社長が地方へ出張の際は必ず隨行員に向て「斯様な體で旅行をするは恰も火事場て硝子を引摺り廻す機なもので何時かはれるか分らぬ實に危険千萬て君達には誠に御氣の毒ではあるが是も決して自分が好んで爲す譯もなく、どうか御氣の毒をと思ふ一心から無理な旅行もするのである途中で死れば夫迄て家を出る時には「一死覚悟をして居る赤十字社の爲めに出懸けるけれども、それでもそれには自分の心で期する所もあるのであるから御苦勞ながら勉強して御呉れ、また御厄介になる」と誠意を込めての述懐には何人も感奮せぬものはない

▲故社長の體格に厚いのは誰も知る所であるが是が少しも虚禮でない眞實から人を尊敬するのである例へは赤十字社の書記なども我同志者て共に此事業に盡す人であると思つて自分の尊卑とか位の高下とかは少しも見ずに心腹を開いて相談する聊かも感服がましといことはい其の外絶へての人に對しても同様の心掛けてあるから誰でも精神的に動く機になる命令等の語は佐野伯の口からは容易に出て來ない人を使ふに機械的と精神的と

日露戦争大津波公報

購和全權委員任命

桂首相、山本海相、小村外相は七月七日午後左の御沙汰を拜したり

外務大臣男爵 小村壽太郎
特命全權公使 高平小五郎

購和全權委員被仰付

尙同時に首相は左の御沙汰を拜したり

陸軍大將從二位勳一等功 桂 太郎
三級内閣總理大臣伯爵

臨時兼任外務大臣

兩國全權略式會見

(八月十日午後著)

水曜日(九日)午後十時我全權は露國全權の希望に依り會見し此の會見は唯打合せの爲め非正式會見に過ぎず

全權正式會見の模様

(八月十一日午後著)

十日午前十時より日露兩國購和全權委員は正式の會見をなし小村、高平、ウイツチ、ローゼの四全權委員及び佐藤、安達、落合、コロスタツエツ、プランサン、ネボカトフの各隨員出席し兩國全權は委任状を交換調査し露國全權委任状の間然する所なきを以て談判に入り我が全權より要求條件を書面を以て提出したり露國全權は之を研究し成るべく早く書面を以て回答を提出すべくそれ迄は談判は休會に決し正午少し前散會せり

露國委員の回答

(八月十三日午後著)

露國の回答は明日提出せらるべく其の要項は左の如し

- 一 遼東半島租借權讓與、滿洲撤退、韓國に於ける日本の先主權等を承認する事
- 一 哈爾濱以南の東清鐵道は結局此後

日露戦争大津波公報

ある伯は人を生かして使ふ人に喜んで動かせる大事を爲すには精神的でなければならぬと思ふ

四六〇

▲行く先々赤十字事務に就ては勿論少し重立た學校會社には乾度出向ひて其實事を巡覽されたり質問されたりして到る處處驚愕なる獎勵演説をされるが三日でも四日でも滞在は毎日晝夜の奔走で少しも休息の暇はない、よく聞くことだと隨行者の方が先きに披れて仕舞ふ位で偶には樂をされてもと思ふことが屢々ある此忙しい中で矢張り新聞記者に逢はれたり又は時を作つて所感を述べられたり眞に勉強の人とは伯だるうと思ふ

▲故佐野伯が人に接するに親切丁寧で情誼の厚いことは今時の人には願なしてあるう旅行の際でも輿車が止まると一々輿車から降りてアラウトホトまで多數の送迎者に答禮される決して室内で頭を下げる杯といふことばない又四國や九州とか其外流車のない地方は人力車から降りて二丁が三丁でも送迎人の續いて居る間前後左右に禮を施しつゝ徒歩される此場合度々降雨の時があつたが矢張り雨などには頓着なく露風の染て一々挨拶をされるので同行者即ち知事書記官警部長郡長其他の社員等も一々車を降りざるを得ない次第で身分懸懸らしく見える是が村々町々の入口には必ず町村長始め社員等が整列して居るから五里十里の間には何處となく車を降りる當世風ならば車上高く轡を振上げて電氣品然と送迎者を見下す體だが故佐野伯は送迎者の情を感じて自然に敬愛の聲が起るから已れの聲は少しも構はず涙を以て送迎者に感謝するのである伯は全く情の人である

▲本部の總會は申すに及ばず各支部で何日に總會がある總裁殿下が御臨臨になると云ふ際には其二三日前から當日式の終る頃迄天氣を氣遣はれて落付いて居られぬ「天氣はどうだるう」降りはいまいか」降つては困るが」「社員が迷惑する」などと絶えず繰返されて當日天氣であるといふ好かつた」と始めて安心されるウツツ思ひ遣り厚いからである何事も皆斯ういふ心掛で居られる處が伯送迎の日は大風雨であつた如何なる困難であるか

▲支部合體の上故社長の出張を乞ひ日を期して總會を開く事が度々あつたが社長は總中て感胃に罹つて旅宿で床に就かれることが間々ある御老休の事故出發は三日見合せてよく進業を加へられむことを勧めるが「實は無理とは思ふが既に日が暮らつて居るのを

延びたり全体に整備して準備にも困る社員も迷惑する體だから「我儘して出懸けるとしやう」と中々聞入られない隨行者は非常な心配するが止めやうがないやうに續断の活動の爲めに屢々危険を通過されたが廿九年の暮、大分て感胃に罹られ進して山口の總會にも臨まれ、隨京の翌日神奈川縣の總會にも出席されて遂に重きチアスに罹り是より全く舊時の體に復することが出来ず半病の人となつて六年の後明治廿五年十二月に此世を去られた即ち赤十字社の犠牲となられたのである

▲總會なり他の集會なりで演説する、主意は大體同一で少しも作り飾りはされぬ我々が見れば今朝の演説を午後其儘で他處で述べたのは氣まりの悪い思ひがするが伯は頓と構はないで遠慮なく同じと繰返さるゝ時に依れば降りてきたものを其儘、則席で演説されることもある、ところが我々隨行者は出發から隨京迄同意味の演説を何度となく承る體だが聞く度毎に新なる感に打たれて少しも同じ演説とは思はぬ涙で咽せは涙で聞く精神でなければ事業は出来ぬ

▲故佐野社長が人に接して親切な事は一通りでない少し風を引いて引籠つて居ると聞かれると心實に心配されて藥用衛生方熱々と申論され模様が悪いと聞かれると慥々醫者を向けられて毎日其容体を尋ねられる程である自己が身を大切にされると同じく人の身をも愛護する、のて何れも感泣して其恩を忘れぬ

▲佐野伯は徳性上の有願者であるが金銭上では決して有願とはいへぬ度々赤十字社の爲めに各地へ出張されるが最初の内は勿論自費である追々社の都合がよくなつてからは規則上の旅費は社から出たが中々引足るものではないア何處へ出張と極まると家族は大頭痛で奔走を始める次第だが伯の勇氣は少しも減じない、どうにかなうと濟まして居る

▲故佐野社長は創業以來廿五年間一金たり共本社から報酬を受けた事がない之に反して社の爲めに絶えず散財を致して居る、のて本社でも幾くより報酬贈與の議があつたが断乎して退けられた最後に卅四年末本社職制改正の際常務會の議決で報酬金を贈られた處案に背くとの一言で深く辭退されて如何とも致し方がないと聞いた此心あつて幾十方社員の同情を惹くに足るのである

▲副社長以下諸役員も同様である佐野伯の常に言はるゝには各支部長を始め町村の委員に至る迄皆義務を以て社務に勉勵するに本社の方が報酬を取るとは以ての外である若し本社の名譽職が報酬を受くるとすれば支部の職員はどうする、そんな事をして社が持つるものかといつて遂に終生一文たりとも社の金は受けられなかつた此精神は儘に本部支部の諸職員に徹底して居る筈である

▲本社事務所は明治十九年初めて東京麹町飯田町に建築されたので其迄は數ヶ所被處

日本に譲與を承認する事
一樺太割讓、黒龍洲の漁業權、日本
軍費の辨償、通商船の引渡、太
平洋に於ける露國海軍力の制限等
は之を承諾せざる事
然れども以上の回答文は極めて好和的
文字にして尙充分議論をなすの餘地あ
るを示せりウイツ氏は語りて曰はく
日本の要求にして露國の威嚴に關せざ
るものは之れを承諾す可しと

媾和成立

(八月二
十九日)

二十八日御前會議の結果小村高平兩全
權に對し我が政府は最後の訓令を發せ
り其の内容は今や詳言電報する能はざ
れども極めて重大のものにして此の範圍
内に於て兩全權は最善の折衝の結果即
ち唯一の難題たる樺太及び捕虜賠償
金問題に就て談判成立し此に媾和條件
の大體は悉皆落着したり

平和成立の祝意

(八月廿九日午後若
*イッマヌス電報)

平和成立の報傳へらるゝや當ボーツマスに於ける教會は鐘を鳴らし砲台汽船は汽笛を鳴らし祝意を表したり我
兩全權は午後の會議を了へ六時旅館に歸り百名餘の滞在客は兩全權を入口に迎へ拍手歡呼堂を動かしたり

休戦條約調印

休戦條約金曜日(九月一日)午前十一時過ぎ調印せられたり

吾國民の激昂

一たび日露媾和條約成立の報傳へらるゝや國民は大に激昂し條約締結の日即ち九月五日を以て非媾和有志大會
なるものを日比谷公園に開かれたり先是時の芳川内務大臣は足立警視總監に命じ此の集會を治安に妨害ありと
認め之れを禁止したるに群衆は大に之れに激昂し遂に警官と衝突し其の極内務大臣官邸を襲ふて之れを破壊し
たるのみならず火を放つて其の一部を燒き半官報たる國民新聞社を襲ふて瓦礫を投じ六日に至りては其の勢益
々甚しく市中を横行し警察署及び警官出派所に放火して殆んど之を燒棄せしかば當局者も遂に八日に至り戒嚴
令を布かるゝに至れり此擾亂の爲め燒棄せられし警察署及派出所は百四十一ヶ所又警官の爲めに斬られ重傷傷
を蒙りし者五百五十八名に達せり

此處借家て事務を執つた廿七年丁度戰爭の最中に甲武鐵道會社の請求に依て今の處
へ移轉したのだが其後追々社務が大きくなつて弊隘を告げたので度々増築をしたが多
くの論者は可成立派に大新築を望んだ實は本社病體が彼の通り立派でもあり社も益々盛
大に赴くや四洋風の高樓がよい杯との評議もあつたが故佐野社長は決して許さない社
員の年禮金はそんな所に使ふべきものではない事務所杯は可成實業にして認べる丈は認ぶ
のが社員の本意である殊に各支部でも追々支部建築を企てる際に本社が先きに立つて立派
な手本を出せば支部が互に競争して無用の土木を起す様になつて自然に設備準備が後れ
る譯だから本社は出来る限り小さく狭く自立たぬ様に實務の繁る丈に我慢するの肝
要であると言はれて今日迄元の儘の建物を通してある全國を對手にする心掛は斯うなく
てはならぬ社長の用意に果して事實に効驗を顯はして居る

偶成

浩歎風教變。世議亂如絲。君子元無黨。仁人豈有私。琵琶容衆水。富
嶽捧朝曦。誰復通今古。經倫宏帝基。

又

風霜身益健。不識髮垂絲。百事唯從善。一心偏去私。虛窓迎皎月。淨
几對明曦。報國平生志。在開萬世基。

贈足利學校拜禮廟志感

老樹參差古廟清。登階肅拜致衷誠。德敷萬國乾坤大。道照千秋日月明。
一自先皇尊聖學。竟將名教化蒼生。遺書可見斯文盛。回顧時風感我情。

講和に關する詔

詔勅

朕東洋ノ治平ヲ維持シ帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ國交ノ要義ト爲シ夙夜懈ラズ以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念
 フ不幸客歲露國ト發端ヲ啓クニ至ル亦寔ニ國家自衛ノ必要已ムヲ得サルニ出テタリ開戦以來朕カ陸海ノ將士ハ
 内籌畫防備ニ勤メ外進攻出戦ニ勞シ萬難ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス在延ノ有司帝國議會ト亦善ク其ノ職ヲ盡シテ以テ
 朕カ事ヲ獎メ軍國ノ經營内外ノ施設其ノ緊急ヲ愆ラス億兆克ク儉ニ克ク勤メ以テ國費ノ負擔ニ任シ以テ費用ノ
 供給ヲ豐ニシ舉國一致大業ヲ贊襄シテ帝國ノ威武ト光榮トヲ四表ニ發揚シタリ是固ヨリ我カ皇祖皇宗ノ威靈ニ
 頼ルト雖抑亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラスムハアラス交戦二十閱月帝國ノ
 地歩既ニ固ク帝國ノ國利既ニ伸ブ朕ノ恒ニ平和ノ治ニ汲々タル豈徒ニ武ヲ窮メ生民ヲシテ永ク餘鏑ニ困マシム
 ルヲ欲セムヤ嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ヒ平和ヲ重スルニ出テテ日露兩國政府ニ勸告スルニ講和ノ
 事ヲ以テスルヤ朕ハ深ク其ノ好意ヲ諒トシ大統領ノ忠言ヲ容レ乃チ全權委員ヲ命シテ其ノ事ニ當ラシム爾來彼
 我全權ノ間數次會商ヲ累ネ我ノ提議スル所ニシテ始ヨリ交戦ノ目的タルモノト東洋ノ治平ニ必要ナルモノ朕ハ
 露國其ノ要求ニ應シテ以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ朕全權委員ノ協定スル所ノ條件ヲ覽ルニ皆善ク朕ハ
 旨ニ副フ乃チ之ヲ嘉納批准セリ朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ獲テ上ハ以テ祖宗ノ靈靈ニ對シテ下ハ以テ不續ヲ後
 昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ヒ汝有衆ト其ノ譽ヲ傳ニシ永ク列國ト治平ノ慶ニ頼ラムコトヲ思フ今ヤ露國亦既ニ舊盟ヲ
 尊テ帝國ノ友邦タリ則テ善鄰ノ誼ヲ復シテ更ニ益々敦厚ヲ加フルコトヲ期セサルヘカラス
 惟フニ世運ノ進歩ハ頃刻息マズ國家内外ノ庶政ハ一日ノ懈ナカラシムコトヲ要ス偃武ノ下益々兵備ヲ修メ戰勝ノ

餘愈々治教ヲ張リ而シテ後始テ能ク國家ノ光榮ヲ無疆ニ保チ國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スヘシ勝ニ徂レテ自ヲ裁
 抑スルヲ知ラス驕怠ノ念從テ生スルカ如キハ深ク之ヲ戒メサルヘカラス汝有衆其レ善ク朕カ意ヲ體シ益々其ノ
 事ヲ勤メ益々其ノ業ヲ勵ミ以テ國家富強ノ基ヲ固クセムコトヲ期セヨ

御名御璽

明治三十八年十月十六日

各大臣

陸海軍への勅語

勅語

朕カ親愛スル帝國海陸軍人ニ告ク
 朕嚮ニ汝等ニ示スニ軍人ノ精神タル剛規五箇條ヲ以テシ明治二十七八年戰役終ルヤ深ク邦家ノ前途ヲ念ヒ更ニ
 汝等ニ諭示スル所アリ爾來十閱年朕カ陸海軍ハ世界ノ進運ニ伴ヒ經綏大ニ其歩ヲ進メタリ不幸ニシテ客歲露國
 ト戰ヲ啓キシヨリ汝等協力奮勵各其任務ニ從ヒ籌畫宜シキヲ得攻取機ヲ制シ陸ニ海ニ曠古ノ大捷ヲ奏シ帝國ノ
 威武ヲ宇内ニ宣揚シ以テ朕カ望ニ副ヘリ
 朕ハ汝等ノ忠誠勇武ニ頼リ出師ノ目的ヲ達シ上ハ
 祖宗ニ對シ下ハ億兆ニ臨ミ天職ヲ盡スコトヲ得タルヲ憚ヒ深ク其戰ニ死シ病ニ斃レ又ハ癘瘧ト爲リタル者ヲ悼

日露戦争大本營公報
四六六
朕今露國ト和ヲ講ス惟フニ我軍ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ更ニ汝等ノ責務ヲ重カラシメ國運ノ隆昌亦汝等ノ努
力ニ待ツコト大ナリ汝等其レ能ク朕カ意ヲ體シ留リテ軍隊ニ在ル者ト散シテ郷閭ニ歸ル者トヲ問ハス常ニ朕カ
訓諭ヲ服膺シテ朕カ股肱タルノ本分ヲ守リ益々勵精以テ報效ヲ期セヨ

日露講和條約發表 (十六日)

朕明治三十八年九月五日亞米利加合衆國「ボーツマス」(「ニュー・ハンプシヤ」州)に於て朕カ全權委員ト露西亞
國全權委員の記名調印したる講和條約を批准し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治三十八年十月十六日

内閣總理大臣兼外務大臣 伯爵 桂 太郎

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐みたる大日本國皇帝(御名)此書を見る有衆に宣示す朕親しく明治三十八年九
月五日亞米利加合衆國「ボーツマス」(「ニュー・ハンプシヤ」州)に於て帝國全權委員及露國全權委員の記名調印
したる講和條約の各條目を閱覽點檢したるに善く朕の意に適し間然する所なきを以て右條約を嘉納批准す
神武天皇即位紀元二千五百六十五年明治三十八年十月十四日東京宮城に於て親ら名を署し璽を鈐せしむ

御名 國璽

外務大臣 伯爵 桂 太郎 印

日露講和條約及追加約款

日本國皇帝陛下及露西亞國皇帝陛下は兩國及其の人民に平和の幸福を回復せむことを欲し講和條約を締結す
ることに決定し之が爲に日本國皇帝陛下は外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特
命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下を露西亞國皇帝陛下は「プレシヤント、オヴ、ゼ、コムミツチー、オヴ、
ミニスタース、オヴ、ゼ、エムパイア、オヴ、ロシア」セクレタリー、オヴ、ステート「セルジ、ウキツテ」閣下及亞
米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスター、オヴ、ゼ、イムピリアル、コールド、オヴ、ロシア」男爵「ローマン、ロー
ゼン」閣下を各其の全權委員に任命せり依て各全權委員は互に其の委任狀を示し其の良好妥當なるを認め以て
左の諸條款を協議決定せり

第一條 日本國皇帝陛下と露西亞國皇帝陛下との間及兩國並に兩國臣民の間に將來平和及親睦あるべし

第二條 露西亞帝國政府は日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有する事を承認し日
本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに方り之を阻礙し又は之に干渉せざる
ことを約す

韓國に於ける露西亞國臣民は他の外國の臣民又は人民と全然同様に待遇せらるべく之を換言すれば最惠國の
臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし

兩締約國は一切誤解の原因を避けむが爲め露韓間の國境に於て露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫するこ
とあるべき何等の軍事上措置を執らざることに同意す

第三條 日本國及露西亞國は互に左の事を約す

一、本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ遼東半島租借權が其効力を及ぼす地域以外の滿洲より全然
且同時に撤兵せらるる

二、前記地域を除くの外現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し又は其監理の下に在る滿洲全部を擧げて全然清國專屬の行政に還附すること

露西亞帝國政府は清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益又は優先的若くは專屬的諒與を滿洲に於て有せざることを聲明す

第四條 日本國及露西亞國は清國が滿洲の商工業を發達せしめんが爲め列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻礙せざることを互に約す

第五條 露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て旅順口、大連並其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其の一部を組成する一切の權利、特權及諒與を日本帝國政府に移轉讓渡す露西亞國政府は又前記租借權が其効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す

第六條 露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道及其の一切の支線並に同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産及同地方に於て該鐵道に屬し又は其の利益の爲めに經營せらるる一切の炭坑を補償を受くることなく且清國政府の承諾を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す

第七條 日本國及露西亞は滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し決して軍器の目的を以て之を經營せざることを約す

該制限は遼東半島租借權が其効力を及ぼす地域に於ける鐵道に適用せざるものと知るべし

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府は交通及運輸を増進し且之を便宜ならしむるの目的を以て滿洲に於ける其の接續鐵道業務を規定せんが爲め成るべく速に別約を締結すべし

第九條 露西亞帝國政府は薩哈噠島南部及其の附近に於ける一切の島嶼並該地に於ける一切の公共營造物及財産を完全なる主權と共に永遠日本帝國政府に諒與す其の諒與地域の北方境界は北緯五十度と定む該地域の正確なる經界線は本條約に附屬する追加約款第二の規定に従ひ之を決定すべし

日本國及露西亞國は薩哈噠島又は其附近の島嶼に於ける各自の領地内に堡壘其の他之に類する軍事上工作物を築造せざると互に同意す又兩國は各宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海を妨礙するとあるべき何等の軍事上措置を執らざることを約す

第十條 日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞國臣民に附ては其の不動産を賣却して本國に退去するの自由を保留す但該露西亞國臣民に於て諒與地域に在留せんと欲する時は日本國の法律及管轄權に服従することを條件として完全に其の職業に従事し且財産權を行使するに於て支持保護せらるべし日本國は政治上又は行政上の權能を失ひたる住民に對し前記地域に於ける居住權を撤回し又は之を該地域より放逐すべき充分の自由を有す但日本國は前記住民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す

第十一條 露西亞國は日本海「オコーツク」海及「ペーリソング」海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむが爲め日本國と協定をなすべきことを約す

前項の約束は前記方面に於て既に露西亞國又は外國の臣民に屬する所の權利に影響を及ぼることに双方同意す

第十二條 日露通商航海條約は戦争の爲め廢止せられたるを以て日本帝國政府及露西亞帝國政府は現下の戦争

日露戦争大本營公報

以前に効力を有したる條約を基礎として新に通商航海條約を締結するに至るまでの間兩國通商關係の基礎として相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す而して輸入税及輸出税、税關手續、通過税及噸税並一方の代辦者、臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可及待遇は何れも前記の方法に依る

第十三條 本條約實施の後成るべく速に一切の俘虜は互に之を還附すべし日本帝國政府及露西亞帝國政府は各俘虜を引受くべき一名の特別委員を任命すべし一方の政府の收容に係る一切の俘虜は他の一方の政府の特別委員又は正當に其の委任を受けたる代表者に引渡し同委員又は其の代表者に於て之を受領すべく其の引渡及受領は引渡國より豫め受領國の特別委員に通知すべし便宜の人員及引渡國に於ける便宜の出入地に於て之を行ふべし

日本國政府及露西亞國政府は俘虜引渡完了の後成るべく速に俘虜の捕獲又は投降の日より死亡又は引渡の時に至るまで之が保護給養の爲に各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すべし同計算書交換の後露西亞國は成るべく速に日本國が前記の用途に支出したる實際の金額と露西亞國が同様に支出したる實際の金額との差額を日本國に拂戻すべしとを約す

第十四條 本條約は日本國皇帝陛下及全露西亞皇帝陛下に於て批准せらるべし該批准は成るべく速に且如何なる場合に於ても本條約調印の日より五十日以内に東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を経て日本帝國政府及露西亞帝國政府に各之を通告すべし而して其の終の通告の日より本條約は全部を通じて完全の効力を生ずべし
正式の准批交換は成るべく速に華盛頓に於て之を行ふべし

第十五條 本條約は英吉利文及佛蘭西文を以て各一通を作り之に調印すべし其の各本文は全然符合すと雖も其の解釋に差異ある場合には佛蘭西文に據るべし

右證據として兩帝國全權委員は茲に本講和條約に記名調印するものなり
明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」(「ニュー・ハンプシャー」州)に於て之を作る

小村 壽 太 郎(記名)印

高 平 小 五 郎(記名)印

セルジ、ウキツテ(記名)印

ロ、イ、ゼ、ン(記名)印

本日附日本國及露西亞國間講和條約第三條及第九條の規定に従ひ下名の全權委員は左の追加約款を締結せり

第一 第三條に付

日本帝國政府及露西亞帝國政府は同時に且講和條約の實施後直に滿洲の地域より各其の軍隊の撤退を開始すること互に約す而して講和條約實施の日より十八ヶ月の期間内に兩國の軍隊を遼東半島租借地以外の滿洲より全然撤退すべし

前面陣地を占領する兩國軍隊は最先に撤退すべし

兩締約國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せむが爲守備兵を置くの權利を留保す該守備兵の數は一「キロメートル」毎に十五名を超過するを得ず而して日本國及び露西亞國軍司令官は前記最大多數以内に於て實際の必要に顧み之に使用せらるべき守備兵の數を双方の合意を以て成るべく少數に限定すべし

滿洲に於ける日本國及露西亜軍司令官は前記の原則に従ひ撤兵の細目を協定し成るべく速に且如何なる場合に於ても十八ヶ月を超へざる期間内に撤兵を實行せむが爲双方の合意を以て必要なる措置を執るべし

第二 第九條に付

兩締約國に於て各任命すべき同數の人員より成る境界劃定委員は本條約實施後成るべく速に薩哈噠島に於ける日本國及露西亜國領地間の正確なる境界を永久の方法を以て實地に就き劃定すべし該委員は地形の許す限り北緯五十度を以て經界線となすとを要す若し何れかの地點に於て同緯度より偏倚するの必要を認むる時は他の地點に於ける對當の偏倚に依りて之を填補すべし該委員は讓與中に包含せらるる附近島嶼の表及明細書を調製するの任に當り且讓與地域の境界を示す地圖を調製し之に署名すべし該委員の專業は兩締約國の承認を経ることを要す

前記追加約款は其の附屬する講和條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべし
明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」に於て

- 小村 壽 太郎(記名)
- 高平 小五 郎(記名)
- セルシ、ウキツテ(記名)
- ローゼン(記名)

紀念 日露戦争赤十字 終

本書特約賛成者名鑑

本書編纂發行の舉を賛成し特約申込を爲したる諸君の芳名を紀念の爲め左に録して之を永世に傳ふ(姓名は申込順、肩書は本人の希望に依り登載す)

Table with columns for names and titles. Includes entries like '岩内町' (Iwano) and '北海道後志國岩内郡' (Hokkaido Koshu Country Iwano-gun). Lists names such as 手塚貞君, 中島榮八君, 西澤徳左衛門君, etc.

本書特約賛成者名鑑

本書時約製成者名鑑

澤町	全	町會議員	山中	全	町會議員	大川町	全	町會議員	杉本	全	町會議員	山田村	全	町會議員	濱中町	全	町會議員	水野	全	町會議員	山田村	全	町會議員	濱中町	全	町會議員	水野
川町	全	町會議員	確町	全	町會議員	梅川町	全	町會議員	豐田	全	町會議員	大江村	全	町會議員	大江村	全	町會議員	中山	全	町會議員	仁木村	全	町會議員	仁木村	全	町會議員	仁木村
農業者	荒業者	酒造家	雜貨商	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家
宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立
藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎

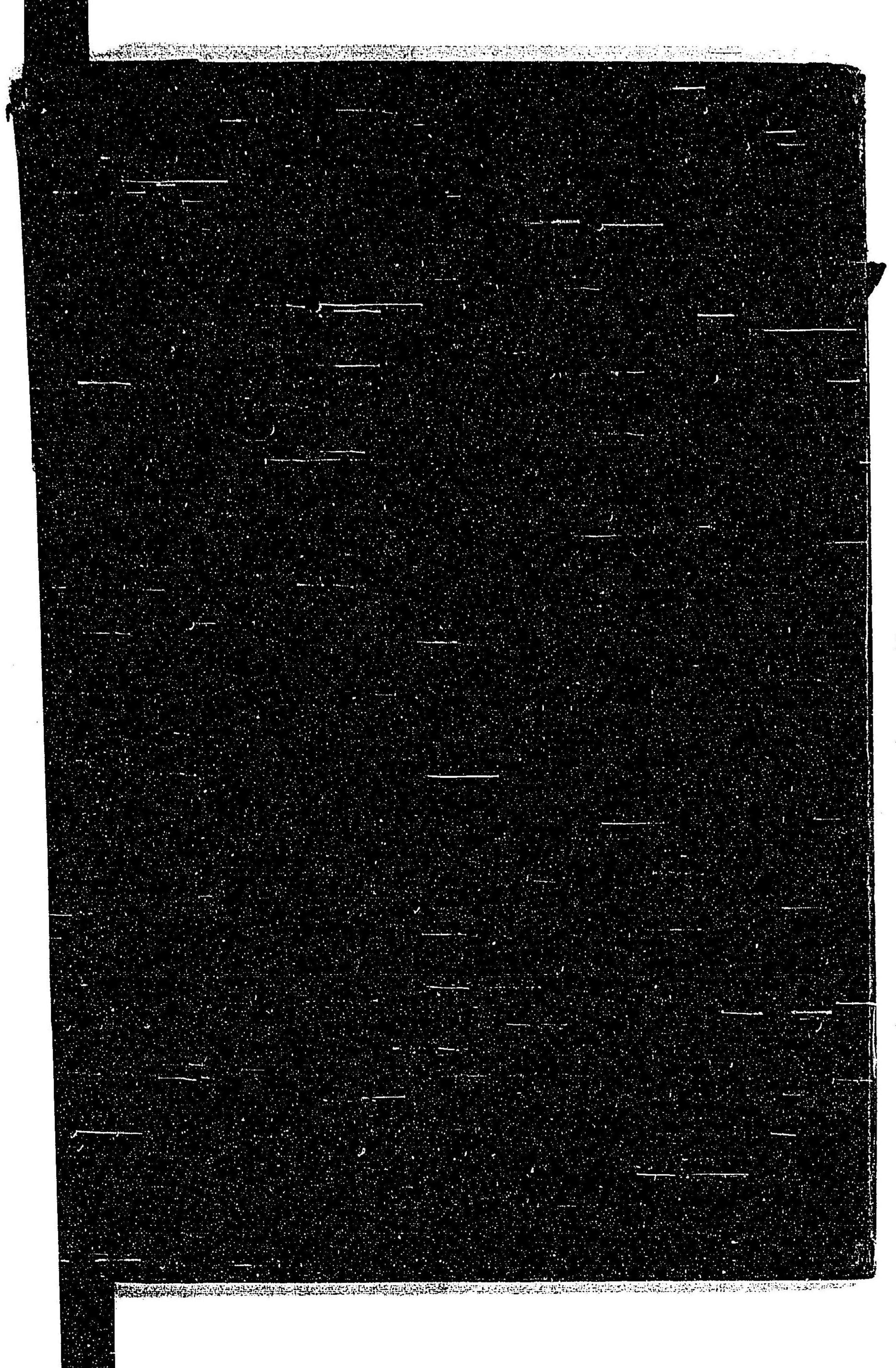
八

大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村	大木村	仁木村
農業者	荒業者	酒造家	雜貨商	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家	酒造家
宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立	宮立
藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎	藤太郎

本書時約製成者名鑑

九

42
265



002889-000-2

42-265

日露戦争赤十字(紀念宝典)

忠愛社編集部/著

M39

ACB-6448

